

第二十二回国会 衆議院 社会労働委員会議録 第四十号

昭和三十年七月十三日(水曜日)

午後三時一分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事大石 武一君 理事中川 俊思君

理事松岡 松平君 理事大橋 武夫君

理事山下 春江君 理事山花 秀雄君

理事吉川 兼光君

植村 武一君 白井 莊一君

小川 半次君 龜山 孝一君

草野 一郎平君 小島 徹三君

床次 徳二君 山本 利壽君

横井 太郎君 越智 茂君

小林 郁君 中山 マサ君

野澤 清人君 岡本 隆一君

多賀谷眞稔君 滝井 義高君

長谷川 保君 福田 昌子君

八木 一男君 井堀 繁雄君

神田 大作君

出席國務大臣

厚生大臣 川崎 秀二君

労働大臣 西田 隆男君

出席政府委員

労働基準監督官 富樫 總一君

(労働基準局長) 江下 孝君

労働事務官(職業安定局長) 江下 孝君

委員外の出席者

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

局環境衛生部長) 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

七月十二日

委員多賀谷眞稔君辞任につき、その補欠として佐々木更三君が議長の名で委員に選任された。

同月十三日

委員佐々木更三君、中村英男君及び横鏡重吉君辞任につき、その補欠として多賀谷眞稔君、福田昌子君及び八木一男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

駐留軍労働者の健康保険に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。まず失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の二法案を一括して議題となし、質疑を継続いたします。

○多賀谷委員 労災の関係についてお尋ねしたいと思ひます。まず土木建築業をメリット制にするということであり、昭和二十六年からメリット制が保険会計において実施されたわけであり、メリット制ができたことによつて、どの程度災害が少くなつたか、そういう効果が現われたかどうか、こういう点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○富樫(總)政府委員 一般の製造業等につかましてメリット制を実施いたしましたのは、御承知の通り昭和二十六年からでございます。その結果どういふ効果が生じたかということでございますが、この効果は、必ずしもメリットだけの効果ということには言いかねるかと思ひます。安全行政の徹底等の結果もあつたでしょうが、要するにメリット制が一つの刺激となりまして相当の効果を發揮したと考へております。たとえば、お配りいたしました資料の第二の年度別度数率及び強度率によりまして、製造業は、度数率におきまして昭和二十六年の約三十回から昨年は十八に顯著なる低下を見せ、また強度率におきましても一・六から一・三に下つておるわけであり、またこの結果料率におきましても、たとえば金属精練業におきましては一円につきまして二銭という料率が、一銭四厘に平均的に下つた。たし、船舶製造業のような事業におきましても、一銭六厘の料率が一銭四厘に平均的に下つたというふうなこともございます。最近におきまして私どもが実施しております無災害記録の業績等を見ましても、関係業界におきましては、この安全に対する関心が、単に係員というだけでなく、会社社長以下が非常に熱心に、かつ労働組合、労働者の方々も自覚されて、非常ないい成果をこの方面においてもたらしておると確信しております。

○多賀谷委員 もちろんメリット制によつてのみ災害が少くなるということはいへないと思ひます。安全衛生規則その他の十分なる行政官庁としての指導があつたから下つたのであらうと思ひますが、しかし私は、その下つたことにかなり疑問を持つておるのであります。なぜかといふと、今御指摘がありましたように、度数率において下つた、しかし強度率においては依然として平行線であるということはどういふことを意味するか。すなわち、この負傷の状態を見ますと、死亡とか重傷というものが下つていない、むしろ人員の増加とともに上つておる。そうなりまして、結局は軽傷が下つておる、こういうことになりまして、度数率が非常に下つて強度率が下つていない、そういうことを意味するのであります。そういうことをいふと、私はむしろメリット制の実施によつて、なるほど従来いろいろ問題がありました労使双方なれ合いの災害の届出はなくなつたかもしれないませんが、それ以上に、私は現実の問題として、事業場においては、軽いがでありますと、それは労災ではない、事業場の災害ではない、こういうことで係員がそれを認めてくれないうところから、災害が非常に下つておる、件数としては下つておるけれども、強度率、要するに災害損失日数が依然として平行線をたどつておるといふことは、むしろ休む日の多い重傷とかあるいはその他において、多くのけがが出ておるのじゃないか、こういう点を憂へるわけであり、私は、このメリット制の実施によつて、むしろ軽傷というものが事業場の負傷でないということではオミットされてないか、こういう点を考へるのであるが、どういふふうな把握されておるか、お聞かせ願ひたい。

○富樫(總)政府委員 度数率は顯著に下つておるのに、強度率は、下つてはおりませんがそれほど下つておらないというところは、われわれといたしましては、きわめて遺憾のことと考へております。この方につきましても、安全行政において、大いに改善方の努力をいたしておるのであります。しかしながら、だからと申しまして、ただいま先生のおっしゃいましたような弊害の結果起つたとは、必ずしも考へておりません。メリット制を実施している事業というものは、御承知のように百人以上の従業員を使用しておる事業所でございます。零細企業と違ひまして、事業主の封建的圧迫というふうなことは、相当希薄でございますし、また相当の組合もあつて反発もいたしません。また労災保険の面におきましても、もともとちよつとしたかすり傷等は扱つておりません、八日以上は扱つておらないので、八日以上のけがが、それがやみに葬られるというふうなことも、あまり考へられないのではなからうか。またこれをやみに葬りますと、一方において多くの場合考へられることは、健康保険の方に回るのであります。御承知のように健康保険の方も、一生懸命給付を防止しておると

いうような状態で、労災保険にかかるべきものを向うに回すというようなことのないように、非常に嚴重に双方の出先機関が連絡してその的確を期してあります。しかし、必ずしも絶対ないとは限りませんので、御意見もございませうし、今後ともその方につきましては、十分に出先を督促して、そういうことのないように気をつけたいと考えております。

○多賀谷委員 今、強度率のお話があり、強度率は若干下っておりますというお話ですが、製造業は下っておりますけれども、全産業平均によりまして、むしろ二十九年度はぐっと上っております。こういうような状態になっておるので、そこで私は、度数がこれだけ下って、災害損失日数が依然として同じ状態を続けておる、こういうことは、負傷でも重傷が非常に多くなっております。そういうことを考えなければならぬ。そうすると、重傷が非常に多くなっておりますというの、一体どういふところから多くなっているのか、この点を一つお聞かせ願いたい。

○富樫(總)政府委員 今まで申し上げましたのは、従来メリットを実施いたしました製造業を中心として申し上げたのでありますが、全産業平均として見ますと、確かに先生のおっしゃるような傾向があるのであります。この傾向は、主として土建に原因するわけでありませう。従来メリットを適用いたしておりますので、土建におきましては災害の状況を、わかりやすく端的に申し上げますと、死亡災害が、昭和二十一年におきましては千二百人であったものが、去年の二十九年には二千人になつておるのであります。また八日以

上の休業の件数を見ましても、土建におきましては昭和二十七年が六万三千人であったのが、昨年には十万人を突破する、こういうように、土建における災害は増加率が非常に顯著でございませう。従いまして、この四月からは土建の保険料も一挙に二倍に上げざるを得ないというような状況、それが全産業平均の数字の改善を阻害している主たる原因で、これがまた今回提案いたしました法案改正におきまして、土建にメリットを実施するという一つの重要な契機になっておる、こういうことでございます。

○多賀谷委員 従来土木建築事業には、どの程度の安全に対する処置がなされておったか、これをお聞かせ願いたい。

○富樫(總)政府委員 土建につきましては、最近に至りまして、たゞいま申しましたようにその災害が非常に顯著な増加を示し、特に重傷、死亡事故も多いので、近年安全行政の面におきましては、最重点を置いてその改善に努力しておるわけでありませう。

具体的に申しますれば、申すまでもなくまず安全規則の実施の勵行を嚴重に求める。土建現場に対して、労働基準局の監督官が監督に出張いたします場合においても、安全重点監督ということで、基準法のその他の条項はさておいて、安全に關してどうやうなやうな重点監督を行なつておるのであります。最近における土建災害の原因を究明すると、いろいろあるものであります。たとえ最終後、ことに最近に至りまして大規模な電源開発、そこにおきまして、外国からの近代的大規模

な工事機械を使用する、それに対する労働者や技師の扱ひがなれない、あるいは電源開発に關する発注者側が、非常に無理な注文を土建業者にいたしまして、突貫工事を要請するというようなこと、あるいは土建の現場におきまする一、二の安全管理者はともかく、会社全体として、土建会社の社長、重役が、そういう方面に対して十分な關心がないというようなこと等もございまして、これにつきましては、法規を離れて、それぞれの原因解消に努力いたしております。特に今年になりまして料金を二倍に上げたという現実的、経済的な負担増という、これこそ深刻に業者自身にしてみまして、最近におきましては土建の、特に会社の社長さんみずからが災害防止対策の協議会を作るとか、土建業界みずから安全についての研究会、講習会をやるといふこと、ごく最近におきましては、これに対する関心がきわめて急速に上りつゝあるといふことは、これは正直に確信して申し上げ得る状態でございます。

今回の新たなメリット制がもし成立いたされますれば、ここ一兩年後における成果は、相当期して待つべきものがあるのではなからうかといふふうな期待いたしておるわけでありませう。

○多賀谷委員 これに關連して、高層建築のガラスふきなどは、どういふ安全の対策ができておるのでしょうか。私が聞きましては、学生のアルバイトがガラスふきをやって、これから落ちて死んだというふうなことがあるので、ところが、学生アルバイトですか、平均賃金の算定といつたしまして、ごくわずかです。ところがその請負業者というのが、五人か六人ぐらい

しか使つてなく、もちろん労災保険なんかは、法律上は入らなければならぬ状態にあるでしょうが、入っていない、資力もないからもらえない、こういうことで、非常に気の毒な例を知つておるわけですが、ああいうのはどういふような安全に対する措置が具体的になされておるか。私は実際にその後を調べて高層建築のガラスふきを見ておりますと、別に何にも安全の措置がしてないように考へるわけですが、そういう点は法規上はどうなつておるのか、実際の扱ひはどうなつておるのか、お答え願いたい。

○富樫(總)政府委員 私、二、三カ月前に基準局長になつたばかりで、そういうことはいふまでもなく、率直に申し上げてよく存じません。的確な答弁のため、安全課長が説明員として説明することを許し願いたいと存じます。

○野口説明員 率直に申しまして、高層ビルのガラスふき作業について、具体的に表現した安全規定はございません。

で、御注意もございませうから、その点につきましても、必要な改善方について検討を加えてみたいと考えております。

○多賀谷委員 それはぜひお願ひしたいところでございます。土木建築にメリット制をしくについて、今、社長さんみずから乗り出して防災に努めておられるというお話で、けっこうなお話であると思つておる。実は、これはあなたの方の關係ではありませうが、労災としては關係のある鉱山保安法の關係の炭鉱なんかについてみますと、死亡とか、重傷とかが全然減らない、ただ軽傷だけが減つていつておるという状態でございます。この軽傷が減つておるというの、なるほど鉱員が最近あまり異動しませんが、熟練といふこともございませうけれども、むしろそういうことでなく、メリット制の關係で、小さな山等においてはそれを災害と認めない、要するに事業主負担の問題とは考えないといふ点にもあるのではなからうかといふことを危惧するわけでありませう。そこで、封建制の強い土木建築においては、メリット制を実施するにつぎましては、十分一つ注意をしていただきたい。もしもメリット制を実施したけれども、死亡とか重傷は全然減らないで、むしろ増加の一途をたどつて、軽傷のみが減つてきておる、こういう事態が起きましたら、これはやはりそういうような点があるのではなからうかといふこと、十分監督をしていただきたい。これを希望いたしましたして、労災關係の質問は打ち切ります。

○野口説明員 高層作業に対して救命具を使えといふような規定を置いております。

○富樫(總)政府委員 私も個人的に都内を歩いたりして、ほんとうにひやひやしたりすることが多いのであります。ただいまの安全課長の答弁のように、実際にも規則及び行政監督面においても、必ずしも十分ではないようでありませう。幸いに現在安全衛生規則の全般的再検討をやりつつありますので、

ます。この若干質疑をしておきました。同一事業主の問題でございます。同一事業主について、一般的にどういふように考えておられますか、一つお答え願いたいと思います。

○江下政府委員 この同一事業主といふことにつきましては、先回も申し上げたと思うのでございますが、事業主の名前が変わるか、あるいは違った事業主になるか、あるいは他いろいろ異なる場合が実はございまして、同一事業主といふ言葉の解釈いかんでは、相当問題がある。いつか先生がおっしゃっておいりましたように、これを単に商法的な、あるいは民法的な考え方であるが、私どもは実はその考え方でないものであります。この同一事業主といふものは、例を申し上げますとよくわかると思うのでありますが、たとえば会社の合併、分割という場合、それから事業が売買された場合、それから包括的に継承された場合、あるいは事業が相続された場合、それから労働組合の専従役員となつておつた人がもとの会社に帰るといふ場合、こゝういふ場合は、すべて同一事業主に雇用されたといふふうに私どもは取り扱いたいのであります。抽象的に承継されたといふ点に主眼を置いていきたいと思ひます。

○多賀谷委員 合併、相続、労働組合の専従者、こゝういふ扱いは、実際問題として局長がこゝでお話しになっておるよりに扱われると思ひます。問題はやはりいわゆる売買による譲渡の場合の権利義務の関係が、全部包括承継をされたかどうかという点がかなり問題

にならうと思ひます。そこで私は、たとえば一応旧事業主が打ち切つて退職金を出した、こゝういふような場合でも、同じ事業場に勤めておるといふことになれば、あるいは債権債務の関係は一応打ち切るかもしれないが、労働者としては、同じ事業場に勤めておるのであるから、やはり同一事業主と考へていいのじやないか、かように考へるわけですが、また同一事業主と考へることは無理であるならば、私は立法としては同一事業主といふ言葉を変えなければならぬ、かように考へるわけですが、こゝういふ場合はどういふようになりまするか、お聞かせ願ひたい。

○江下政府委員 その場合は、途中で雇用関係が一度はつきり終了してしまつたという形をとるのでございますから、かりに同一事業主であつても、引き続きかゝる考へ方じやないかと考へておられます。だから、あるいは同一事業主といふ関係にはなるかもしれない、一度雇用関係を打ち切られてそこですべて精算されたといふ場合には、引き続き同一事業主に雇われたといふことにはちよつとたらない、こゝういふ考へでございませぬ。

○多賀谷委員 ならないとすると、私たちは賛成できない。やはり同じ事業場に労働者として同じような状態で勤めておると、こゝういふ場合には、失業保険の関係は同じように扱ふべきである。たとへば同じ事業主、AならAがずっと引き続いておられます場合と、AとBとの間に売買による譲渡があつた場合、しかも事業場が同じであるといふ場合には、給付を受ける労働者を差別して取り扱うといふことは、非常に根拠が薄いと考へるわけですが、その

点について、どういふようにお考へであるか。

○江下政府委員 実はこれは非常に技術的な問題になるのです。なぜかと申しますと、かりに同一事業場でございまして、一度縁が切れますと、大ていみな失業保険がもらへるようになるわけですが、そこで、それでは一体五日あいたらどうか、十日あいたらどうか、一月あいたらどうか、こゝういふ問題になる。私どもがこの法案を作りましたのは、引き続き五年以上というの、途中で失業保険をもらつてないといふことではない、これは筋が通らない。その線でございますと、技術的に、それじゃいつに線を引くかといふことはむづかしいわけですが、だから、仰せのような場合には、同日か翌日といふことだつたら、これは扱ひとしては同一事業主として扱つていいのではないかと思ひますが、その間に期間が相当ございまして、これは必ず失業保険をもらつたり、その他いろいろな離職者としての恩恵を一度受けるわけですから、どうしても統括するというわけにはいかない。そういふ技術的な問題があるために、以上のように説明したのです。そこで取扱いの場合には、私、もう少し研究してみなければわかりませぬが、とにかく同日付か翌日付といふことならば、その間の問題は起らないのではないかとこゝういふ考へておられます。

○多賀谷委員 一応失業保険の受給資格がございしても、一回も支給を受けておられない、こゝういふ者には、何らか条文中書きよゝがあつたのではないかと思ひます。それで、議論はかなり同一事業主から離れて参りますけれど

も、引き続き被保険者たる期間が五年なら五年、十年なら十年といふような取扱いにしたらどういふようか、こゝういふことになりますと、非常に矛盾が出てくるでせうか。また引き続き被保険者といふのは、失業保険の給付を一回も受けていない者、こゝういふようにさらに何か註釈的な規定を入れれば、私はかなり救済されるのではなからうかと考へるのですが、こゝういふ点について、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○江下政府委員 実は仰せの点、ごもつともな点もあると思ひます。ただ、これを実施する場合には、過去五年、十年の実績をつかまなければならぬわけですが、以上のような点について、たとえば、この人は過去に保険をもらつたかどうか、それからどういふ事業場を転々としたかといふことは、具体的にやりますと、実際にはつかめぬ。今回のこの改正によつて確認制度をとる。確認制度をとれば、今後におきましては、ある程度確実に事業場から事業場に動きまされた被保険者についての把握はできますけれども、しかしながら、少くともこの保険法が始まりましてから現在までの事業場の移動をつかむといふことは、同一事業主に引き続き雇われたといふ場合以外は、非常に困難だと思ひます。一人々々についてこゝういふ調査をすることは、実際問題としてできない、こゝういふことでは、実はこゝういふ規定を置いておるの

○多賀谷委員 御存じのように厚生年金は、勤務した期間がずっと通算されるわけですが、厚生年金の方の調査によれば、私はわかるのではなからうかと考へるのです。若干事業主が違ひますけれども、しかし、それはわずかな範囲です。官庁が協力してやるといふことであれば、取扱いができるのではないかと考へるのです。厚生年金は厚生省の関係だからといふわけでは、おれの方で調査しなければ納得できないといふわけでもないでせうか。こゝういふ点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○江下政府委員 厚生年金の方につきましては、実は厚生年金の場合と失業保険と同じように調査ができますか、これは私少し調べてみないとわかりませんが、厚生年金の場合は、前から一応厚生年金法の適用を受けるものとして、長期にわたつて記録を取つておるだらうと思ひます。失業保険の場合は、そもそも最初から目的が違つておられますから、厚生年金で取つておる者も一部はあるといふことは言えると思ひますけれども、全部は厚生年金によつてカバーされない。それから、今のお話のように転々とした者について、本人の申し出その他によつて把握できるのではないかと、これも実は考へてみたのですけれども、実際問題としては、過去十年にさかのぼつて事業場を動いたといふ場合は、なかなか立証するのが私には困難だと思ひます。その関係だけで、実はこの規定をこゝういふように窮屈な規定にしたのであります。

それから、これは委員も御同意だと思ひますが、途中で失業保険をもらつたといふ人は、これは困るのでございませぬ。そこで、結局引き続き五年以上同一事業主といふのは、今の事務的な点と、過去において失業保険の恩

典を受けたことがある人は除外する、この二つの点で、結局われわれとしては、こういうような立法技術にならざるを得なかった。決して安易に考えたわけではなかったのでございます。

○多賀谷委員 立法技術としての点、よく私もわかるのです。何とか修正でもしてみたいと思つて調べてみたのですが、なかなかむずかしいこともよくわかります。しかし、厚生年金保険の関係は、被保険者たる期間が、一つの支給要件に關係をするわけです。その点、今までの社会保険にはない点、厚生年金にはただ一つあるわけです。その点を今度は失業保険に持つてこられておるわけですから、今までの社会保険の体系で、勤続年数というものの要素が支配されるというのは、厚生年金だけだと思つて、そこで厚生年金の方は、ある会社に何年、ある会社に何年という、そしてその間に納めた金額というものが、やはり支給される場合の要件になるのですから、私

はかなり確実に取つてあると、かように考えるわけです。そして、何も役に直接取る必要はありませんけれども、労働者をしてその社会保険出張所でそういう立証をする書類をもらえば、あなたの方で認定をするということであれば、過去の分も大体片がつくのではなからうか。ただ事業主が、厚生年金の加入者であるいは失業保険の加入者との間で違ふ部分が出てきますから、その方々については何か別途の立証方法を考えたいのはなからうかと、かように言つておるわけ

です。その点を一つもう少しはつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○江下政府委員 同一事業場にずっと

おりました場合は、これがはつきりつかめるのです。ところが、事業場を變りましたという場合の、事業が包括的に承継されたとか、あるいは分割されたとか、こういう場合は比較的つかめるわけです。ところが、全然違つた事業場に行つた場合、どのくらい期間があつた、失業保険をもらつたか、もらわなかつたかというようなことは、今われわれの方の手元には、そういう過去十年までのさかのぼつた詳細な記録というものはないわけでありまして、そこで、もしそういうことを調べますと、非常な手数が要するし、一つ一つが審査事例になつてきて、大へんな問題になるのではないかと、これは決つていいたげに考えたわけではございませんけれども、一応この規定をいたしましては、従来よりは五年以上十年以上というものに対する特別な恩恵を与えるという考え方に立つて、幅をできるだけ広げるといふことは必要でございまして、けれども、そういうように、事務上やむを得ないという程度においてこの恩恵をしほつては、私はやむを得ない措置ではないかと、こういうふうにご了解しておるわけでありまして。

○多賀谷委員 そういたしますと、政府側におきましては、同一事業主といふのは、引き続き同一事業主に雇用された期間といふのは、売買による譲渡等があつても、失業保険を一回も受けてなく、同じ事業場に働いておつた者は、引き続き同一事業主に雇用されておるものとみなす、こういうように解釈していいでしょうか。

○江下政府委員 だから、先ほどから申し上げておりますように、譲渡されまして、包括的に権利義務が譲渡され

て、それを空間なく承継された場合は、これは仰せの通り適用になる、こういう意味であります。

○多賀谷委員 包括的に承継がなくて、私はそれはいいのはなからうかと思つたのです。純然たる市民法の關係でいきますと、それは困るという話も出るのですけれども、あなたの方では、助けてやりたいけれども、法技術上むずかしいというお話ですから、あえて引き続き同一事業主であるということにこだわつておられない、この解釈すれば、同一事業主の解釈をするよりも、同じ事業場で同じように勤務をしており、AからBに移るとき、会社の關係は包括的な承継でなくとも、一応債權債務を打ち切つた形でも、引き続き雇用形態が存続しておる、こういう場合において、しかも失業保険を一回も受けていない、こういう場合には、包括的な承継がなくても、この法律の恩恵を受けることができる、この解釈していいですか、こう聞いています。

○江下政府委員 大体、それで私はいつと思ひます。ただ、やはりこれは具體的な例で判定しないと、今のような抽象的な例で判定することは、非常に危険だと思ひます。しかし、今仰せの趣旨は、私はそのように広げていい、できるだけそういうふうな解釈しなければ、今の事務上の不備を補ふという趣旨になりません。その趣旨は私は考えてみたいと思ひます。

○多賀谷委員 包括的な承継ということをあまり固執されなさい、こういうことでは、具體的に先ほど申しましたような場合には、大体というものは、どうも私として了承しかねるのですけれども、

も、恩恵を受けさす、こういうような意味に解していいような話でありますので、その点は大體わかりました。

もう一つ具體的に、例の国連軍の労働者の問題です。この前に私質問をいたしましたけれども、私も若干事例を十分把握してはなかつたので、退職金の支給について、ちよつと間違つた質問をしたと思ひますので、あらためて質問をいたしますが、国連軍の労働者は、御存じのように直接雇用から間接雇用に移つたわけですから、そこで、本来ならば事業主が變つたというように労働法上では見られませんが、一般の概念では、そういうふうに考えられないこともない。ところが實際問題として、これは単なる外交問題で變つたのでありまして、本来同じところに同じように間断なく勤めておる、そういう状態をございませぬ。聞くところによりますと、退職金も一応若干の支給は受けましたけれども、その後においては通算をするという話でありますので、この点はどういうふうに扱われるつもりであるか、再度一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○江下政府委員 英連邦軍が昨年の七月直接雇用から間接雇用に移りかへりましたけれども、これは先ほど来から申し上げておきますように、この事業の同一性という点から見まして、私どもの扱ひは、同一事業主として取り扱つて差しつかえないと思ひます。

○中村委員長 よろしゅうございませぬか、滝井義高君。

○滝井委員 先に失業保険についてちよつと一点だけお尋ねいたします。今回失業保険法の改正が行われるに當りまして、適用事業を廣げておられる

のですが、その中で、今回の労災保険の改正においては、水産動物物の採取をやる三十トン未満五十トン以上のものには、労災を適用することになつたわけです。現在日本の水産業界の状態を見てみますと、私は、むしろ労災保険を適用する前に、失業保険を適用することが緊急の要務ではないかと思つておる。日本を取り巻く海の中には、李承晩ラインというふうなものがあるし、それから沿岸にはそれぞれ七十有餘の米軍の基地があつて、なかなか沿岸漁民というものは漁業ができないという状態になつておる。最近の情勢を見ますと、漁民のうち、特に零細漁民の中から、どんどん転業者が出ておる。しかも転業者がでさず、日雇い労働者の群れの中に入つていく漁民が、非常に多くなつてきていくこと、労働省の中で、基準局は労災保険を適用するといふ一歩を踏み切られたのだが、なぜ安定局で失業保険を適用するところまで踏み切られなかつたかといふことです。これを一つ御説明願ひたい。

○江下政府委員 仰せのごとく、今回の改正によりましては、農林水産の關係につきましては、強制適用いたしております。これを強制適用いたすことができない理由は、いろいろございませぬが、第一は、雇用形態が明確にかみにくい状態が非常に多いということ、いま一つは、季節的な変動が非常に多いということ、これによつて、絶えず失業保険のぐるぐる回しということが行われるというふうな事情で、実は一般的に強制適用にはいたしてないのであります。しかしながら、御承知

の改正に

の通り失業保険には、任意包括の適用制度がございます。これは五人以上の人を雇用いたします場合は、農林であらうと、水産であらうと、すべてその業者が労働大臣に認可を申請しまして、認可を得てこれを実施するということになっております。そこで現在でも、今、先生のおっしゃったような漁業から失業して出ていくという人に対しては、農林省とも相談をして、現実に任意包括による失業保険の適用をやっておるわけでございます。数字もございまして、その点についてはあえて強制適用にしないで、十分の保護ができるというふうに考えまして、以上申し上げましたように、今回も強制適用にはいたさなかつたのであります。

○滝井委員 任意包括の制度があるもので、それで農林省と話し合つて相当やつておるといふことでございます。実は、これは私労災保険と比較して質問をするのですが、労災保険においても任意包括があつた。労災の任意包括ではかたがた手がいなかつたのです。従つて、今回これは強制適用になつておる。それと同じで、やはり同じような関係の保険ですから、失業保険においても、任意包括というものがあつても、現在の漁村の状態では、とうていかかる意欲というものはわいてこない。こういう点で私は、労働省の内部で、失業保険で一步踏み切つたからには、失業保険でもやはり踏み切るべきだと思ふ。今、局長さんが、非常につかみにくいとか、季節的な関係があると言われることは、これは失業保険でもさうであるように、労災保険でも同じなんです。同じ保険でつかむという

ことになれば、労災保険でつかめるものが、失業保険でつかめないはずがないわけですね。あなたはさういふ答弁をされるが、おそらく向うはつかみにいからこそやつたんだといふふうには、労働省の内部で意見が二つ出てくると思つて、これは同じ保険ですから、納得しにくい。おそらく労働基準局長は、われわれはつかみ得るから、やつたんだとおっしゃるでしょう。言わなければ無意味になるのですから、やはりこれは労働省内部においても、こういう保険といふものについて、ばらばらな状態が、ここに具体的に出てきていると私は思ふのです。こういう点一つどうですか、意思の調整ということをおやりになつて、労災が出たからには、失業保険についても考える必要があるんじゃないかと思ふのですが、その点もう一回御答弁をいただきたいと思つておる。○江下政府委員 先ほど申し上げましたように、漁業といふのは、非常に季節的に行われるものである。そこで、たとえば春漁場に出た、休んでおる間失業保険、これでは、前々申し上げましたように、失業保険の面から見ますと、強制適用にすることは相当問題であると私は考えております。ただ先生のおっしゃつたように、水産業がだんだん人を減らしていき、たとえば底びき網等の船の数を減らしていき、こういうような事態がだんだん出てきておる。これは農林省からもお話をございました。そこで何とかこれを失業保険に適用し

てみたらどうだといふお話でございまして、任意包括制度によつてその面は救済をしたのでございまして、それからお話では、水産業方面では、先生のお話では、その適用がないといふようなお話でございまして、けれども、私どもの方には、うんとこれを任意包括でやつてくれといふ陳情がたくさん参つて、実は私の方で押えるのに困つておるといふのが実情でございます。

○滝井委員 任意包括でいふんたさんやつてくれといふ人が多ければ、私の認識不足でけつこうでございませう。次にお尋ねしたいのは、特に失業保険法の七条で、国、都道府県、市町村、その他これに準ずるものに雇用される者は、失業保険の適用を受けないことに一応なつておるわけですね。もろろん、なるための条件といふものには、失業保険を受ける保険給付と、それからそれらの国とか都道府県、市町村その他これに準ずるものに雇われておる者のその職場で規定されている法令とか条例、規則に基いて支給を受けるべき諸給付との比較が問題になつておるようでございます。現在、地方財政といふものは非常に窮乏をして、政府自身が地方財政再建のための特別措置法まで出してくる、こういう事態といふものは、明らかに市町村における相当量な行政整理が履行されておるといふことが考えられるわけですね。市町村自体の職員の地位といふものは、必ずしも安定をしていない状態が、現実の地方財政の状態から出てきつつかある。六百億になんとなつて赤字をかかえておるといふ現状から考えれば、きわめて不安定な状態が出てきておる

といふことなんです。そこで私は、これは今の市町村あるいは国、県の職員、官吏のあり方についても、再検討をしなければならぬ情勢が出てきておると思つてございまして、今度の失業保険の改正に當つて、さういふ失業関係についても検討をしたことがあるのかどうかという点でございまして、これを一つ……

○江下政府委員 この規定によつてわかりますように、国または都道府県、市町村、それに準ずるところの職員は、失業保険からは原則として除外されておる。なぜ除外したかという点では、先生もよく御承知だと思つて、一般の民間におきましては、失業保険の負担は事業主がやるわけですね。ところが、国家公務員あるいは地方公務員等におきましては、国または地方公共団体が保険料の負担をするわけでございます。本人の分以外の事業主としての負担をする。それからいよいよこれを支給いたします場合には、国が三分の一の負担を出して支給する、こういうことになつておる。なぜ国の場合除外したかと申しますと、国の場合におきましては、保険料の納入におきましては、国で一部負担をする、支出におきましては一部負担をする。民間に比べてもこれが二重負担になつておる、こういう関係で、国が同じく自分の使用するものに対して二重の保護を加えるのはおかし。民間の場合は、これは退職手当等につきましては、自前で計算をして出すわけですね。国の場合は、やはり同じく保険料、保険金と同じく、一般から徴収いたしました税金をもつて支出することになるわけでございますから、この場合は、国と

しての保護が二重になるといふことが私はいえると思つて、その趣旨をもつて、従来はこれは失業保険の適用を除外しておつたといふのでございませう。ただ、必ずしも全部ではございませんで、このうち退職手当等の規定の適用のない臨時の職員がございまして、これは失業保険の適用があるわけでございます。これは現実に適用しておるものでございまして、一般の職員については適用をしない、こういうことになつておるのであります。今回の行政整理等が盛んに行われるといふお話でございまして、私どもも、その点については若干承知いたしておりますが、行政整理が行われました場合には、国家公務員につきましては、御承知の通り倍近い退職金を出します。それから地方公共団体等におきましては、退職金の面で、従来から相当実績をふやすといふのが例でございまして、やはり失業保険の面でこれを調整することは必要ないじゃないかといふことで、今回はこの規定は変更いたさなかつたのでございませう。

○滝井委員 今の御説明では、国が保険料の一部を負担しなければならぬといふことと、それから国が失業保険のものに三分の一の国庫負担をしておる、こういう二重のものが主たる原因になつておる。ところがさういふものがないかといふと、実はさういふものがあるのです。たとえば都道府県の共済組合は、共済組合の金といふものは、いわゆる都道府県の一般財源で、その共済組合の組合員の保険料と、それから都道府県がある程度それに出しております。と同時に、今度はその共済組合、健康保険の除外の組合

五

になるわけです。従つて、国民健康保険を共済組合は別に作つておきます。そうしますと、国民健康保険を作ることによつて今度は二割の国庫負担が共済組合にいくことになる。こういう二重になるのがあるわけでありませう。

従つて、これは理論的にいへば、あつたにしても、事業主という点においてわれわれの面に現われてくることは、国であらうと民間の事業主であらうと変らないことは、現在健康保険の診療報酬や、あるいは保険医の指定等をやる中央社会保険医療協議会というものがあつますが、それに厚生省の保険局長が今度事業主代表として出てきていくという事です。だから、こういう点はちつとも変らない。国であらうと、事業主であるという点においては同じであります。なるほど、それは普通の民間のストライキその他とは違いますが、団体交渉の相手を、国としてやつておることはみな変らない。従つて、今の社会保険立法の発展の傾向から見て、二重になつておつても、やつてもいいという理論は、今の共済組合の問題等から考えまして、私は出てこないことではないと思つて、これは議論にわたりますので、そういうこともあるという一応私を主張しておきたい。

そうしますと、この失業保険法の施行規則の六条の第一項三号で「市町村又はこれに準ずるものであつて、市町村又はこれに準ずるものの長が、その雇用する者を被保険者としないうことについて、都道府県知事に申請し、労働大臣の定める基準によつて、その承認を受けたもの」ということになつておる。従つて、当然ここには、労働省には労働大臣の定めた基準というものがあつて、失業保険を適用するかしないかという形が出てきておるわけですが、その基準は、具体的になんかという基準をもつて入れられないということを決めてあるわけですか。

○江下政府委員 この基準は、結局一言で申し上げますと、国家公務員の退職手当に関する臨時措置の法律がございしますが、あの程度以上の退職手当に関する規定を持つておる市町村の吏員等については適用しない、こういう基準でございませう。

○滝井委員 そうしますと、比較の対象が片一方は、いわゆる官公吏については退職金、それから普通の労働者については失業保険の給付、こういう比較になるわけですね、端的にいへば、それは私は比較の仕方が不公平だと思つて、失業保険をもらつて労働者も、当然退職金はもらつてから、退職金と失業保険を加えたものと退職金とを比較して、それが基準にならなければならぬと思つて、失業保険の給付額と退職金の比較では、これは比較の仕方が必ずしも正当でない。これは常識論として、こういう断定ができると思つて、それが、それがどうですか。

○江下政府委員 だいぶどうも突き詰めておられて、困りましたが、実は退職手当というものは、民間で出しておるものが普通でございませう、出ないところもあり得る、六月月ぐらゐのところでは、出ない事業所も相当ある。そこで、それでは退職手当の出ないところでは、保険を適用するというわけにも参りませぬし、やはり民間は保険料も負担をしておりますので、一律に、多少二重保護のきらいはございませうが、こ

れは失業保険法も適用しようというところでなかつたかと思つて、ただこの場合には、一般の税金を使うわけでありませうから、一つできるだけ合理的に論理的にこれをやろう、こういう線で、こういうふうなきまつたというふうについておられます。

○滝井委員 国家公務員はとにかくとして、現在地方自治体の地方公務員の生活は、必ずしも安定をしていないのであります。将来やはり失業保険の適用については、具体的に検討する段階になつてきておるものと思つて、これを検討していただきたいと思つて、それで失業保険に対する質問は終ります。

次に、労災保険についてであります。今度新しく五トン以上三十トン未満の、水産動植物の採捕の事業に従事するものに強制適用ということになつたのであります。最初も申しますように、現在の日本の水産業界の現状を見てみますと、非常に零細漁業が多くて、水産業界の窮乏化というものが非常に目立って参つたという事です。それはさういへば、米、李承晩ライン等軍の演習地の拡大や、季節的な点が多か、一つの大きな原因をなしておると思つて、沿岸漁業というものの範囲が非常に狭められてきた。最近三十トンあるいは四十トン以上のものは、沿岸や沖合いに行くよりか、むしろ北洋方面のサケ、マスの採捕にだんだん転業を勧めるという状態が出てきておるということだ。こういう情勢から申して、同時に、日本自体におけるいろいろな漁民の統計を見ても、二十五万の世帯で二百九十万の漁民がおるのですが、その八五%というものは、三

トン以下の船によつて生活しておるという人なんです。そうしますと、ここに三十トン未満五トン以上、こういうことにくびつてしまつておるので、この対象というものは非常に少ない、こういう情勢が出てくることになるわけだ。しかし少いにしても、順当に保険料その他が払えていけば、これは問題ないと思つて、現在北海道その他漁連あたりの新聞をだんだん見てみると、今まで任意包括でもかたる人が非常に少かつた。その原因を見ると、災害率が非常に少いということだ。これは沿岸漁業というものは、大して危険がないので少かつた。ところがここ数年、台風その他によつて、急激に災害率がふえてきたということが、一つの強制適用をする理由に、提案理由書では書かれておられます。そこで、この災害率が少いということが一つ、日本水産業界の経営というものが、次第に困難になりつつあるという情勢、果して保険料を一応頭に置いてみると、果して保険料があるかどうかということなんです。この点の見通し、さいげんのつかみか、この点を抜きにして、一つ率直な局長の御答弁を願いたい。

○富樫(總)政府委員 五トンないし三十トンの小漁業、さうしてそれが最近、特に終戦後の困難な情勢、それからんで保険料が的確に取納できるかという御質問でございませう。確かに私も安易に取納できるとは必ずしも考へておりませぬ。そこで問題は、円滑に徴収するということにあるわけだ。ございませう。もつとも、その前提といはしましては、こういうことを考へて

おかなければいけないわけでありませう、この保険に加入することになったために、新たにこういう負担が出るということではございませぬ、この保険に加入しておらなければ、災害が起つた場合には、基準法に基いて一度に何十万円、何百万円払わなければならぬ、こういうことを頭に置いて考へますと、第一にさういふ苦い経験にかんがみまして、業界においても、一つだんから若干の保険料を納めていこうじやないか、その意味で、この強制加入の方がよろしい、こういう意見に業界の方もなつておるわけだ。現在、任意加入は六万人の労働者でございませう、約二十二、三万の加入労働者になります。従つて、現在料率は四割二厘かになつておる、現在料率は四割二厘かになつておる、強制的加入後は、この料率も若干引き下げ得ると見込んでおるのであります。またこの納入につきましては、年三回の分割納付も認めるといふことになつて、従来漁業におきましては、保険料の納入率は九五%でございませう、さういふことを勘案して、たとえは国税徴収法の例にならして、かえつて無理して徴収すれば、先の料金

がとりにくいという場合には、徴収を猶予するといふような弾力的な道もございませう、先ほど最初に申し上げました基本的なことを頭に置き、かつ、あとで申し上げました弾力的な措置と相待つて、できるだけ円滑に処置して参りたいと思つておるわけだ。ございませう。

○滝井委員 できる限り保険料の徴収は円滑にやりたいということだ。ござい

ますが、この労災が強制適用になった場合に惹起すると思われるのは、しげです、漁業がうまくいかないというときの滞納の問題が一つある。それから漁業一般の経済情勢が困難なために、やはり保険料の負担そのものが非常に困難な情勢であるということが一つ、それから漁業関係では、必ずしも雇用関係が明白でないということが非常に多いのです。私医者で、あまり漁業のことを知らないが、多い。というのは、この前のビキニの灰をかぶったあの人たちでも、船員保険のいわゆる標準報酬というものを非常に低く見積られておる。いよいよああいう天災ともいべき水素爆弾の灰をかぶったところ、それが低かったということで、いろいろの問題になったことを記憶しております。それと同じように、三十トン、四十トン以上の船になれば、雇用関係というものはやはりはっきりしておりますが、とにかく五十トン以上三十トン未満ということになると、雇用関係がはっきりしない。こういう点から、適用労働者の把握が非常に困難になってくる、こういうおそれが十分にありまして、さあ船がしけその他で災害にあった、してみると、それは適用労働者ではなかったのだというところが、今まで過去においても、任意包括のときでもあり得ると推定をします。具体的な防止策とか、あなた方のいい考えがあれば御説明願いたい。

○富樫(総)政府委員 この点につきましては、先般横井先生からの御質問にもある程度触れたわけでございますが、そういうことが従来任意包括、任意加入の場合には間々あったのであり

ますが、今度強制加入いたしました。まず漁船そのものが漁船法によって登録されておりますので、五十トン以上三十トンの漁船の把握は、その方面から割合に把握しやすいのであります。まずそれを基盤に置きまして、さてそれに乗り組む人たちの雇用関係はどうかという第二段構えの段階になる。その際に、仰せの通り、この雇用関係あるいは賃金支払い形態なども、普通の雇用労働者と違った形をとっておるわけでありまして、そこで、たとえばけい肺におきます土工、石工の一人親方を救済するためにどうするかというところにも関連して、同じことが考えられたのであります。いわゆる協定賃金を指導いたしました。私の方の出先が業主及び従業員の両者と円満に話し合いました。これこれのものはこの適用のある乗組員、そういう協定の賃金はほほこれこれというふうにつきましても、約八〇％方は私どもの方の指導によりまして、そういう協定賃金を結んでおるわけでありまして、従いまして、そういう手続を経なくても明確であるものは別でございますが、そうでないものにつきましては、極力そういう協定賃金の締結を指導勧奨いたしまして処理して参りたい、こういうふうにご指導願います。またその指導勧奨に若干の経費も要します。その経費も予算では組んでおるような次第でございます。

○滝井委員 そうしますと今の御説明では、保険料の算定の基礎となるものは、労働省の方で漁業者に指導しておる協定賃金でやっていられるというところのようでございますが、実は漁連あ

たりの世論調査を見ますと、漁業形態の賃金の支払い方式というものは、非常に複雑なようでございます。漁獲高を基準にしてやってくれというふうな意見もあるし、そういう漁獲高を基礎にした平均賃金、あるいはあなたの言われる協定賃金、あるいは給与総額でやってくれ、あるいは業種別の標準賃金、それぞれの沖合、沿岸あるいは底びきという、業種によっていろいろ違うと思うのです。こういう業種別の標準報酬を基礎にしようというふうには、いろいろな意見があるようでございます。今のように協定賃金一本でまされば、これは私非常にけっこうだと思つて、ぜひそうしていただきたいと思つて、そのことと、協定賃金でまされたというところ、現在二十五万世帯あつて約二百九十万の漁業関係者がおられるわけですが、五十トン以上三十トン未満で強制適用することになると、これらの人の多くは零細な漁業経営者自身であり、あるいは家族労働によって成り立っておりますものなんです。そうすると、経営者と家族労働者をどけてしまう形になると思つて、私はやはりその経営者自身が船に乗って出る、あるいは家族も乗って出るという場合は、これらの者にも労災保険をかけなければ画龍点睛を欠くと思うのです。そういう者についてはおかけになるのですか、それともやはり労働者だけになるのですか、その点を御説明願いたい。

○富樫(総)政府委員 これも前回横井先生の御質問に関連いたしました。たとえば、そういう場合に漁業協同組合でも作りまして、その使用者、雇用人というふうな形でもうまくできれば

ともかく、実際この筋を通して参りますればいいのであります。事業主及び賃金をもらわない家族従業員は、もともと基準法の適用がないので、非常に困難なわけでありまして、理屈を申しますと、そういう人たちは、あらかじめ生命保険なり何なりに入っておくということになりませんが、しかしこういう近代の体制をとっておらない漁業でありますので、重箱のすみをつくような法律論よりも、実情に即した賃金協定の指導の際に、あわせて考慮して善処して参りたいと思つておきます。

○滝井委員 私はこういう強制適用をやっていかれるとするならば、零細な漁業経営者あるいはその家族労働者というものについて、やはりこの際明確な態度が必要だと思つて、ということのは、たとえば北海道の調査によつてみましても、年間十万円以下の収入のものが、北海道の漁民の五五％を占めておるといふことです。十五万円以下が二七％。だから、八割二分というものは十五万円以下の所得者であるといふことなんです。こういうことから考えると、これをしゃくし定木に、お前らで当然生命保険にかかれば、あるいは労災保険にかかれば、それは労働基準法の適用を受けるのだといったところで、これはあとでそれに関連する質問があるのですが、こういう人に雇われておる人たちは、もしこの人たちが、零細のゆえをもつて保険料を滞納しておつたとしたならば、たとえその人たちが強制適用を受けて、労災保険に加入しておつても、保険料が滞納しておればもらえないのです。私のところにも、中小炭鉱で落

継があった。調べてみたところが、事業主が保険料を一年も滞納しておるために、命を失つたけれども、給付は半額になってしまったということが多いのです。生命保険料をかけた生命保険金をもらふことはけしからぬという理論からいけば、これは一言の申し開きもできないということになるわけでありまして、こういう実態から考えてみて、使用者の問題もあるが、自分自身の問題さえも解決できぬものが、いわんや使用者の問題を解決できるはずがないのです。今後こういう零細な五トシや六トシの漁業経営者を入れるのですから、その保険料の徴収については、よほど責任を持っていただかないと、保険は入ったけれども、事故が起つたときに保険金が労働者にいかにという事例が、現実中小炭鉱にはたくさん起つておるのです。私の心配なのはそこなんです。私のところに幾らでもそういう例があるのです。現在保険料を納めずに保険金をもらうことは不可能だと同じように、労災保険でも同じだと思つて、こういう点の予防を、具体的に労働省はどうしてやられるかということなんです。

○富樫(総)政府委員 法律論から言いますと、事業主であるおやじさんまで入れるということは、先ほど申し上げました協同組合というふうな形態でもとらぬと、とも無理ですが、家族従業者につきましては、いかなる賃金支払い形態をとろうとも、他の乗組漁夫と同じ形で賃金を払つておるというのであれば、同じように入加ができるわけでありまして。

いて船を飛ばされた、同時に死人が出たというときには、その後滞納が生じたとしても、過去の保険料の納付によってそのときの死亡給付が行われるわけですから、炭鉱が落盤やら何やらでつぶれてしまった、破産と同時に前の保険金がもらえぬというほどのこともなからうと存じます。御承知のように、私が最近基準局にかかりましてから、九州その他の中小炭鉱の、ただいまのような事例を深刻に聞き及びまして、最近になって通牒を出しまして、税金も未納であり賃金も滞りがちである、そして客観的に見てどうしても支払い能力がない、しかしまじめに支払おうという意欲はある。現在一百万なり二百万なりたまつておる、これを今後一年間にわけていくというふうにしてやうていきたいというふうな誠意と努力と客観条件があるならば、普通の場合のように、むげに給付制限をすることなく、保険給付そのものは支給するようにという通牒も出しておるのであります。それが先々月でございましてか、その後の運用状況はまだ詳細に聞き及んでおりませんが、そういうことと同じ精神をもちまして、あるいは場合によってはそれよりも一段と深刻な精神に基づきまして、漁業の保険料の未納問題に対処して参りたいと考えておるのでございます。

○滝井委員 今のような答弁は、なかなかりつぱですが、それは現在の九州の炭鉱についても、あるいは五トンか六トンの漁業者についても同じだと思えます。現在非常に多くの借金を背負つておる。そうして炭鉱であれば、炭鉱の一切の機械設備その他も差し押えをされてしまつておる。国税もまたり、健康保険も失業保険も労災保険も全部たまつており、持ち物一切が差し押えをされておるときに、落盤があつて、労働者が五人死んでしまった。ところが、失業保険を半年も納めていないので、何か労働省で省令があつて、そういう場合には五割の給付制限があつて、死ななくて外傷の場合には全部払うが、死んだ場合には五割の給付が行われておる。たとえば、五十万円もらうものは二十五万円くれます。ところが、あとの二十五万円は、もしその事業主が破産の宣告を受ければ、国が責任を持つて出しますが、破産でない場合には、二十五万円は事業主からもらいなさいということが現実に行われてきておるのです。これはあなた方の指導が現実に行われておることは事実だと思ふ。私はそういう事例を幾らでも持つておるわけですが、そうした場合に、もう一切のものは差し押えをされて、破産の宣告に追い込まれるという事になれば、現実には百人なり二百人働いておる労働者が路頭に迷うことになつて、五人死んだ者の遺族を助けるか、現実には働いておる二百人の労働者を助けるかということになれば、二百人を助けなければならぬという事になつて、五人の遺族は泣き寝入りをしなければならぬ。それなら、五人の遺族はその炭鉱主から労災に見合うだけの慰謝金を取り得るかということ、まる裸で取れない。取ればどこからでも取つてくだささいと言つたつて、全部のものが差し押えされてしまつて、何も無いという状態なんです。こういう状態の中で、一番ばかを見るのは労働者だ。こういうものに対する救済方法というものは、今の法律ではな

いすね。ところが、その善意の労働者を救うための保険料の責任者は、事業主にあるが、事業主の滞納のゆゑに労働者が一切の責任を負わなければならないというものが、現在の法律の形なんです。そういう場合に、労働者に責任を負わせずに、労働者を何らかの形で救つてやる対策というものが、今の労災には欠けておると私は思う。これは私は一つの盲点ではないかと思ふのですが、何ら労働者には責任がない、いわば無過失のものに一切の責任を負わせていく形なんです。これが対策というものは、今の法律ではないかと思ふのですが、あれば教えていただきたいし、ないのですから、今の御通牒はまことにけっこうですが、労災保険、失業保険、あるいは健康保険等の滞納が、現在のデフレ下においては非常に多くなつておることは、これはあなた方自身が保険料徴収の強化をうたわなければならぬことが裏書きして思ふところなんです。こういう点について、何か対策があればお示しを願ひたい。

○富樫(總)政府委員 一面におきまして、あまりゆるやかにいたしますと、客観的にそういう要件を備えておらないのに、口先だけうまくして滞納のものをしようというものが相当ないではないので、そう甘いことばかり言つてはおられないわけですが、しかし、他面におきまして、現在の中小炭鉱の現状なものは、これは相当客観的に窮乏の状態にあることはわかるわけでございます。法律におきましては、滞納したものに於いては給付制限をすることができ、少くともいいことになつておる。どつちでもいいわけですが、ですか

ら、何も脱法行為ではないわけですが、ただ甘いことをあまり言つておると、国民経済が成り立たない、また善意の他の業者の保険料で払うことになるというところもありますので、寛政よろしきを得なければならぬ。中小炭鉱についての最近の扱いにつきましては、先ほど申し上げました先々月に出しました通牒によつて、だいぶ実情に合うようになつておると私は確信しております。これは個々の具体的なケースが円滑にいくかどうかの問題でございまして、もし何かお気づきの点などございましたら、具体的に御注意をいただきますれば、善処いたしますが、一般的にはそういう方針で、客観的にそういう公文の通牒も出したということ、御了承いただきたいと思ひます。

○滝井委員 今の御答弁で、行政上の運営によつて、それぞれのケースについては、ある程度考慮はできるといふことが大体わかりましたので、なおそれを法的にどうするかということ、将来の研究問題にしていただいて、私の質問を終わります。

○中村委員 井堀繁雄君。

○井堀委員 労災保険について一、二お尋ねしたいと思ひます。ごく簡単な改正でありますので、大要についてはのみ込んだつもりでありますが、ここで適用事業場を拡大されようとする意向につきましても、一般の労働保険と同様に、私も日本の特殊事情を十分に考慮されて、この際拡張されるなら、事情が許すならば五人未満の事業場も、基準法に併行して適用事業場を拡大すべきだという考えを絶えず持つておるのでありますが、この際直ちにそのことは困難であろうという事

情も、ある程度了承いたしておるのであります。こういう立場でお尋ねをいたすのでありますが、ここで一部適用事業場を拡大されることによつて、まづ労災保険の保険経済に及ぼす影響が、まだ数字の上で伺つてないと思ひますので、ごく概略で伺つておると思いますが、この範囲を拡大することによつて、保険経済にどういふ影響があるかということを一つ明らかにしたいと思ひます。

○富樫(總)政府委員 昨年度におきまして、漁業につきまして任意適用、こういう形で漁業に関する限り保険経済が管轄されてきたわけですが、任意加入下におきまして昨年一年間の漁業における収支状況は、保険料として取つた金が約一億、支払つた金が二億の約二億、こういうことでもございまして、これは昨年特に災害も多かったという理由にもよりますが、そういう状況であります。そのために、今年少し保険料率を上げたのでありますが、今度これを強制加入にいたしますと、従来任意加入で入つておつた労働者数が六万人であつたのに対して、保険料が一億、これが今度二十二万人の労働者が加入して、取る金が二億五千万円という程度になるわけでありまして、全体といたしまして、漁業そのものにおきましては、保険料が、だいぶ平均的に率が低下されると同時に、収支率が円満にいく。保険経済全体に対する影響という事におきましては、これはプラス、マイナス両面におきまして、きわめて微々たるものである、こういうふうにして差しつかえないかと考えております。

○井堀委員 大体範囲拡大による保険

経済については、御心配がないというふうになりました。そこで、私はもう少し拡大していただきたかったのではありませんけれども、今日の場合、時間的に無理があると思しますので、この機会にお願いしたいと思います。

次に、第八条の改正の点であります。これは他の委員からお尋ねがあつたのでありますが、私の伺いたいと思つたのは、従来元請業一本にしてきたものを、下請に切りかえられるという事は、証書による契約という事で保証の道が開かれても、それは保険料徴取の上に、ある程度の保証が得られるという事は私も了解ができません、ただ保険料を取ればいいという考えの方であれば、私は格別疑問を持たないでありますが、しかしこれは今後も保険をだんだんと育てていく福祉国家としての社会保険制度の一環として、こういう保険というものは、大きく生長を遂げなければならぬ性質のものである。そういう点から考えますと、こういう行き方は、非常に発展過程における行き方とすればコースが逆ではないか。この点に対して、どういふお考えをお持ちであるか、立案された事務局の見解を伺つておきたいと思つた。

○富樫(總)政府委員 労働保護法規の建前が、こういう場合には原則として元請人が負うべきである、こういう原則は、もちろんこの際においても変えておられないのであります。しかしながら、実際問題として多少の余裕もなければならぬという事で、この第一次の下請人については、責任を分散する余裕がある規定が現在基準法にはあるものであります。それに対して、労災

保険法においてはこの原則に対して全然例外がない。といつて、われわれは単に窮屈だから例外を設けるというのでございませぬ、法文を読んでいるだけでもわかりますように、これは一定の形式、手続だけでなく、政府の承認にこれにかけておるのであります。どういふ場合に例外としてこの承認をするかということが問題でございしますが、われわれの運用の方針は、この承認はきわめて少ない場合である。どういふ場合かと申しますと、形式は下請であつても、実態は元請と変わらない。たとえば、ある商社が東芝から電源開発の大きな機械を興直営の電源開発工事に納入する、こういう契約をするときに、商社会社が同時に据付まで請負う。しかし、商社会社にこの大きな電源開発機械を据え付ける能力はないのでありますから、実際にはちゃんとした据付業者が下請さされる。その場合に元請と下請の関係ではない、通常の場合の上と下の関係ではない、で、いわば契約上の形だけの下請と元請である。そういうときに元請に責任を負わせると、かえつて商社ですから、安全とか何とかいうことについての関心はない。下請したほんとうの据付業者の方も、安全について何かかけがあれば、元請の納めた料金から支払われるのだというふうなことで、この安全についての配慮がおのずから希薄になる。そこで普通の元請、下請の関係とは違つて、最近出てきましたそういう事例に対処いたします実質的には元請と要らぬもの、そうして資力もあり、そうして責任も負う、そうして安全についての実際の配慮もする、こういうものが最近少しづつあるようであ

ります。そういうものにつきましても、認めてやる道を開いてもよからうという、これは条文として堂々と掲げておりますが、適用の場面は、きわめて異例なそういう場合を考えておるのでございませぬ。

○井堀委員 はなはだ遺憾な答弁を伺つて残念に思つた。この改正条文の中には、かなり用意周到なお考えがあることは、いきなり元請を下請に切りかえるというのではなくて、政府がなお検討の余地を残しているというところには私はいいと思つた。これをくずしてならぬことはもちろんでありませぬ、今の答弁で伺いますと、何か元請を下請に切りかえた合理的な理由の一つとしてだと思つた、あるいはそれがすべてかもしれないが、安全管理についての責任の所在を強調されたようでありませぬ。これは笑止千万と言わなければならぬ。保険の精神というものは、そういうところにはないのです。これは、第一条にも明らかに書いてある。そういう疾病や災害に対して、この保険は迅速かつ公正なる保護を与えるというところが大目的があるわけでありませぬから、このことと安全管理の問題を同時に考えることは、ある意味において正しいと思つたのです。しかし、この保険法改正の際における思想としては、これは基準法に基いて安全管理の道はきびきび法が規定してある。そういうことが、保険料金が元請によつて支払われる保証がついておるから、安全管理について不注意になるというふうなことは、事実をあまりに曲解しておられると思つた。安全管理をおろそかにするということは、保険とは直接関係がないことでは、もしそう

いふお考えであるとすれば、基準監督局長としては、今後の安全管理についてわれわれが心配する。まだ就任して間もないことでありませぬから、せいぜい勉強していただければおわかりになると思つた。この点は思想的に私は十分注意をさせていただきたいと思つたので、警告的な意味でお尋ねをしておきます。

次に、もう一つお尋ねをしておきたいと思つたのは、この法改正の中には出ておりませぬけれども、それは労災病院すなわち医療施設の問題です。これは一条にもこの趣旨を明らかにしてある。これは保険が政府管理であると、これは、こういう事業も政府が管理するのが建前だと思つたのであります。この管理を他の団体にまかされておる。もちろん厳重な監督は行われておる。このことと思つたけれども、この機会は療養施設が現在どういふ状態であるか、というのは、今日の保険法を遂行していくために、療養としては、何となく十分じゃないと思つた。何か、何となく間に合つたと思つたけれども、これは積極的に拡大しなければならぬという事態にあるとお考えであるか、この点に対する当面の責任者の御所見を承つておきたい。

○富樫(總)政府委員 労災の病院につきましては、第一に労災協会に委託いたしましたところの形をとつておる。この委託いたしましたところの形式をとつておられます。理由は、先生も御承知の通り、役所直轄にいたしますと、何かと、たとえば会計法の規則とかなんとかいふことによりまして、い

わゆる役所仕事になります。病人の診療というきわめて実情に即した扱いを、円滑かつ迅速に行わなければならぬ、きわめて形式的な便宜の措置でございませぬ。しかしながら、その間にだれた扱い、間違つた扱い、本旨に反しておる扱いなどのあつていけないことはもちろんでございます。十分なる監督、実質的には直営とはほとんど変わらぬくらいに監督をいたしておるわけでございます。今後のこの施設が現状で十分か、拡充の必要はないかということでございますが、現在病院が約二十一あるのでありますが、これが完成した病院は、たしか四つくらいでございます。他の病院は部分的にしかできておりませぬ。ある意味におきましては、やや間口を広げて奥が足りないという事でございませぬ。今後は新設をできるだけ整備いたしまして、現在の建てかけのものの充実に努力するつもりでございます。現に昨年におきましては、労災病院のその方の金が約十億の予算でありましたが、今年には新設をすつとしまつて、拡充の方に重点を置きつつ、なおかつ予算は十二億にふやして、今後の実際上の扱いに支障のないように努力したいと思つておるわけでございます。

○井堀委員 私もお官僚経営はよくないと思つたので、そういう意味では、今の制度には特徴があるように思つた。しかし、その特徴を生かしていただくための措置は、よほど考えられねばならぬのではないかとお尋ねいたします。ここにはそういううわさを聞きませぬけれども、一般官営あるいはこれに準ずる公営の療養所に対するとかくの非難の

声も高いので、こういう制度の中から、そういう失敗がかりそめにもありました場合、こういう事業に非常に大きな障害になりますので、そういう事態に相ならぬように、今日こそ重大な関心を持つべきではないかと思うので、十分御注意いただきたいと思ひます。

それから施設の問題については、はなはだしく不自由を感じておるといふ被保険者の訴えを私もよく聞くのです。これは予算の許す限り、どんな充実拡張していかれることが願ひしいことではありますが、にわかには困難であります。できるだけそういう計画をすみやかにお立てになつて、またそういう計画が実現になりなつたら、一つ資料を提供していただきたいと思ひます。

それから、ついでにお願いしておきたいと思ひますが、病院の管理の上で一番重要な経理の面について、われわれに資料がもし提供できるならば、一つ出していただきたいと思ひます。

以上、簡単でございましたが、労災法改正に関する私の質問を終らうと思ひます。

そこで、次に失業保険について、二この前労働大臣にお尋ねいたしました折りに保留しておきましたことがありますが、この前、局長は御記憶に残つておると思ひますが、私と労働大臣の質問応答の間に明らかにされましたことは、また政府がこの法案を国会に提案するに当りましての趣旨を明かに、一昨年の中から実施された政府の緊縮政策に伴い、失業情勢は悪化し、これが急速な改善を今直ちに

見込まれないのであるという前提で、失業保険の改正をしたいということに強調されました。この点に対して、私はいろいろ所見をお尋ねいたしました。そこで、私はこれをもつと具体的に、政府の見方をこの際はずきりたただしておきたいと思ひます。この見方が誤りますと、この保険法の改正は、その前提において心配があるということになると思ひますし、特に私は失業保険については、日本の雇用行政を取り扱う者にとりましては、非常に貴重な資料になつておると思ひます。でありますから、時間が許しますれば、このことについて私どももお尋ねをし、また政府もこういう機会に御答弁を願つておくことが願ひしいと思ひます。であります。思うような時間がないようでありまして、別な機会にまた資料を提出していただき、また私どもも研究して政府に御注意申し上げたい点もございします。

そこで、この法案改正に直接関連のあることについてお尋ねいたします。この失業保険の資料の中で、受給者の人員が動きますが、この受給者の人員の動きについて江下局長は、さきの提案趣旨の説明と比較して、今ここに政府がこの法案を提案するに当り、一体これから失業保険の被保険者の数が、向う一年の会計年度の間、どういうカーブをたどるかということについての見通しを伺つておきたいと思ひます。

○江下政府委員 昭和三十年度の失業保険の受給者がどう動いていくかどうかという御質問でございます。実はこの失業保険の受給者につきましては、御承知の通り、一昨年から相当カーブ

が急激に上つて参りました。昨年度の上期におきましては、初回受給者等も、かつてない数字を示しております。ところが、昨年度の下期におきましては、季節的な労働者は除きまして、おおむねやや小康を得た感じがするものであります。大体昨年度の下期の初回受給者は、季節的な労働者を除きまして、実績は毎月七万五千の数字でございます。

そこで、本年度の上期にこの数字がどうなるかということにつきまして、私ども相当慎重に検討したのでございします。いわゆるデフレ政策によりまして、急激な企業整備というものは昨年ほどの勢いでは行われないうものである。しかしながら、依然としてこの入れ時代でございますので、やはり企業整備というものは相当あるであろう。大体の考えをいたしましたのは、本年度の上半期におきましては、昨年度の下期と大体同様の数字を示しているのでございます。そこで実績を申し上げますと、本年の三月の初回受給者が七万五千でございます。それから四月になりまして、これが減りまして七万三千になつております。五月になりまして若干ふえて七万八千何がしと相なっております。今までのところは、大体私どもの予想の通り、初回受給者が上半期七万五千という数字をたどつておるのでございします。下期の問題でございますが、下期におきましてはある程度地固めをやつていくという考え方で、季節労働者を除きまして初回受給者は若干上期より減るのではないかと。そこで、下期におきましては毎月平均七万人の初回受給者を一応考えて、そのほかに季節労働者はございしますが、一

応そういう予想で本年度の予算編成をしたのであります。○井堀委員 そこで、少し込み入ったことをお尋ねして恐縮であります。私どもは受給者の動きと、もう一つそれに関連して重要な問題が統計の上で現われていると思ひます。それはこの受給資格が切れて、それから次に安定所が紹介をし、就職するまでの率がこの統計に出ております。この統計をそのままわれわれは一応信用してお尋ねするわけでありまして、ごく最近の数字をずつと見ていきますと、職業紹介所が紹介した人数についてふえてきているというところは、職員の努力を示すものとするれば、かなり一生懸命やつているというふうに見ることができるところが、その努力に比較いたしまして、就職の件数についていろいろな統計によつて相違があるようでありまして。私もこの事実を二、三回いも見たのですが、驚いたことには、公務員としての規定のりを越えて、全く自分の仕事に熱中した職員が数多くおられるところは非常に成績が上つており、今日の公務員の許された範囲内の仕事でお役目通りやつておられるところは、非常に悪いとは言わぬでも、普通にしかやつていないというように、私は事実について調べてそういうように受け取つておられる。この点は、こういう場所

で討議をしますのは、時間がかかると思ひますけれども、これは公けの機会に明らかにしておきたいと思ひます。で、私はわざわざこういうことを申し上げておられる、局長はこういう末端の動きについて、どういふ洞察をされておるか。私はこのことは失業保険法改

正の上に重大な問題だと思ひます。で、この統計の動きと同時に、府県のそれぞれの動き方と職員の配置や監督上の問題について、どのようなお考えをお持ちになつておるか、数字と並行して一つお伺いしたいと思ひます。

○江下政府委員 職業安定所におきまして職員が、受給資格者に対していかに職業紹介を行なつておるかという点について、十分な実態把握ができておるかということであろうと思ひます。私どももいたしましては、失業保険の受給者に限りませんが、一般に安定所に出で参ります求職者に対しては、安定法の規定のとりまして、とにかくあつた限りの努力を尽して職業紹介に従事しておるのでございします。仰せのごとく、これはその安定所その安定所によりまして、あるいは多少の違いはあるということも否定できないのでございしますけれども、私から申し上げますのはお尋ねの通りでございますが、全国一五五千人の安定所の職員が五百三十四カ所の安定所に配置せられて、これが全般的な業務の運営に当つておるのでございしますけれども、非常にむずかしい雇用情勢下におきまして、この仕事とほんとうに真剣に取り組んでやつておられると思つております。ただ御承知の通り、庁舎あるいは物的な施設、人的な施設におきまして、必ずしもこれは十分というわけには参りませんために、ところによりましては、もつと能率が上がるのじやないかと思はれる方法も、ほかにも考えられると思ひます。なかなかこれが一朝一夕に改善を見せんために、すべての安定所の業務がすべて一

番よい能率を上げるというところには、まだなかなかついていないということは認めざるを得ないのであります。なお、県によりまして、相当な紹介あるいは就職の比率の差等はございますが、それは結局そういう点もございまして、またその地方々々の雇用の実情というものにもよりまして、一がいにとこの県がどうというように今ここで申し上げるわけにはいかない次第であります。

○井堀委員 何も個々のそれぞれについてお尋ねするわけではありません。今のお答えである程度了解できます。ちようど幸いに労働大臣もお見えでございますから、もう一度局長にかわりましてお尋ねいたしますが、申すまでもなく、失業保険法の改正に当たって、この前からいろいろ皆さんが議論されておりますように、一番大事なことは、新しい就職の機会を与えるということ、失業保険を健全な道に生かすことでもあると思う。しかし一般論としては、せんだって労働大臣と私の間に、二質疑応答をいたしましたように、経済全体のデフレ政策遂行による失業の増大を余儀なくされておる政策のために行われる対策としては、私は失業保険にばかり依存することは、この制度を危機に陥れると思う。やはり経済政策の上でそういう破綻ができるものは、それに見合う政策によって対策を講ずべきであります。こういう恒常的な保険によって、いわゆる政策の大きなカーブの犠牲をこれに負わせるということは、私は間違っておると思う。こういう意味で、この前労働大臣と私との間の議論で相当明らかになっ

たのですが、この際ちよつと伺つておきたい。この提案趣旨の説明によると、経済政策の結果、相当の失業が出る。それをこの失業保険によって生活の保障をはかろう、こう説明をされておるわけでありまして、この点について、今局長から答弁がありましたように、末端の職業あつせんのための公務員の努力は、そのまゝ失業の業務に取り組んでおるものと私もそう信じたのでありますけれども、しかし、なおかつこういう非常にむずかしい仕事の一つでありまして、公務員の特別な訓練、教育と申しますか、資質を向上するための措置が一方にとられ、またそのための生活の保障の道も考えられなければならぬでしょうし、それから局長が認められたように、この人たちの作業しておる設備はなほだし実情にそぐわないままに放置されておるので、こういう改善も至急に急がなければならぬ。そういうものはそのままにして、この保険法だけをいじつていこうということにも、かなり本末を誤らしておる。この点は、二つの意味において、私は政府提案趣旨の中に誤謬をおのずから発見されるのではないかと、このことを思つております。この点について、一つ労働大臣に所見を伺いたい。これが解決のために、予算措置を伴うことはもちろんであります。失業者対策については、まずまずこの予算をやつてのけられるということと答弁されておりますが、実際はなかなか困難な問題が出てきておる。こういうものを、どうしようようにして解決されようとしておるか、一つ労働

大臣としての御所見を伺いたいと思つておる。

○江下政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、職業安定行政、特に安定所の窓口の仕事は、今の国の出先機関のうちでも、最も困難な仕事の一つであると思つておられます。現在一万五千人の職員がこの仕事にたく早くから働いておるといふことは、私、責任者といつたしましても、常に感謝をしておるのでございます。今お話しのように、どうも安定所の庁舎、あるいは人員等も整備しない、ただ仕事をふやすばかりでは困るではないかといふ点でございますが、これはもう何度も繰り返すように、痛感を感じておられます。この点については、特にまた来年度の予算要求等の際におきましては、上司にもお願いいたしまして、十分この業務が円滑に行われて参るようにならねばならぬと思つておる。これを申し上げて、御答弁にかえたいと思つておる。

○井堀委員 ただ、もう一つ聞いておきたいと思つておる。さつきちよつとお尋ねいたしましたのに、他のことでお答えをいただけなかったのです。失業保険の統計の数の上からずつと見ていきますと、就職の率が非常に困難になつてきておるといふことは、先ほどの議論で明らかになりました。そうすると、失業保険で六カ月を九カ月に切りかえるということ、ここに数字が明かにされておりますが、この失業保険に及ぼす数字の問題で論議をしていくと、私はきつとこの法案に対していろいろな不満足と危険を感ずるものであります。こういうものに対して、十分かといへば、もちろん必ずや

りますと言ふにきまつておると思つておるが、この次、これは数字になつてすぐ出てくるわけでありまして、こ

ういふ点に対して、全体の見通しの上に、審議の過程において、政府は十分考えなければならぬ事柄がだんだんと出てきたと思つておる。そういうものに善処すべき用意がなければならぬ。そういう点に対して、一体どういふ方法が――もし保険財源の中で大幅な狂いを生じてきた場合に、補正予算はやらぬといつておられますが、むずかしい問題かもしれないが、何かそういうことに対してお考えがありますか。

○江下政府委員 先ほど御答弁いたしましたときに、申し上げたのでございますが、一応三十年の予算といたしましては、先ほど申し上げました線でございますが、これには予備費が四十三億ついております。これによりまして、昨年度予算よりは、なおかつ三割増の失業保険金の給付ができるわけでございます。さらに、御承知の通り二百五十億の積立金を持っておられます。現実の失業保険経済が、かりに異常な危険にさらされましたら、ここ二、三年におきましては、御心配のような事態は起らぬと思つておるものであります。

は言うまでもないと思つておる。元来保険のそういう積立金で、政策の転換によつて起る穴埋めをするというやうなことは、こういう保険を經營するものとしては、最も危険な思想であります。絶体絶命の場合にどういふことが行われるというのでなければならぬのです。私はそういう点で、今回この失業保険法の改正に現われている政府の思想というものは、おそれるべき思想だ。私は、こういう角度からなると、責任ある保険経済というものを、保険のやうに長期的な性格というものに対して、保険を構成している人々の建設的な意思といふものに、絶えず発展的な刺激を与えなければならぬ、幻滅の悲哀を与えるやうなやり方をしてはならぬといふことは、こういうところにあると思つておる。こういう点が非常に重要でありますので、私はこの保険法について最初から、非常な疑念を抱いておつたのです。いろいろありますが、この点で、私はいまの御答弁によつて、もしやと思つておりましたことに、はつきりしたお答えをいただいて非常に遺憾に思つておる。いづれまた討論の機会があらましようから、その節申し上げることにいたします。一応時間の都合がございまして、私の質問は終了いたします。

○中村委員 ほか御質問はございませぬか。なければ、両法案についての質疑は、いづれも終了したものと認めるに御異議ありませんか。

○中村委員 御異議なしと認めて両法案に対する質疑は終了いたしました。

次に、労働者災害補償保険法の一部

を改正する法律案についての討論に入りますが、本案については別に討論の通告もありませんので、これを省略し、直ちに採決に入るに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決せられました。

なお、本案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中村委員長 御異議なしと認めてそのように決します。

○中村委員長 次に、理容師美容師法の一部を改正する法律案を議題となし、質疑を継続いたします。現在通告の質疑者は四人おります。順次これを許します。野澤清人君。

○野澤委員 理容師美容師法の一部を改正する法律案についての、総合的な質問はすでに終わっていますので、私は今回政府がこの法律案を出したところ、今度のねらいがどういふところにあるのかという点につきまして、すでに提案理由の説明を見ますと、第一点、第二点、第三点とも、ほとんど保健衛生上の、理容所あるいは美容所に對する管理面、あるいは業務管理、さらにはまた免許取消しとか業務停止というふうな三点を指摘して、提案理由の

説明にいたしております。ところが、実際問題として、この理容師美容師の期待いたしております事項というものは、単なる開設の際のしちめんどうくさい開設規格と申しますか、条件と申しますか、そういうことなのではないかと、逐年ふえてきます同業者間における不徳行為をどうするかというところが、根本だと思っております。うわさを伝え聞いておきますと、たとえば一応成規の手続をとって開設したものが、料金の低廉を独断でやる、あるいはまた組合の相談というふうなものについて、こうした面について、少くとも開設の際に嚴重な施策を講じて、将来そういう業者の生まれないようにしたいというものが、業者全体の願ひじゃないか。そこで、今度の法律のねらいは、そうした点にまで波及し得るような立案の仕方をするのか、あるいははそういう問題は、法律には載せないが、省令や通牒等で特別行政措置として、今後業者の安心のいくような指導監督をされる御意思があるか、この点についてお伺いしたいと思います。

○楠本説明員 お答えを申し上げます。ただいまの御指摘の点でございますが、なるほど表面的には、衛生措置の徹底というふうなことが主体となつて規定されておりますが、ただいま御指摘のように、これらの法律の運営によりまして、最近問題になつております低料金競争からくる衛生状態の低下、あるいは低料金競争を、できるだけ防乱というふうなものから、できるだけ防ぎたい意思はもちろんだと思います。ただこれらを、純然たる言葉で法律の上

に現わしますことは、法律の性格上等について、いろいろな問題があらますので、それらの気持を勘案しつつ、今後運営に誤まりなきを期していきたい、かように考えておる次第であります。

○野澤委員 大体わかりました。それが、今後行政府として、理容師、美容師の内心大いに期待しております。面に対しての施策を、具体的に着実にやりになる御意思があるかどうか。ただこうした場合に、適法な措置を講ずるといふことだけでは、業者全体の期待に相反すると思えますが、この点いかがでございますか。

○楠本説明員 これは業者の要望のうち、それが社会公共上まことに必要とされたと思われ事項であり、しかもそれが結果として業者の利益にかりになるとすれば、それらの範囲において、当然私もいたしまして、運営上注意をいたさなければならぬ、かように考えている次第でございます。

○野澤委員 こまかい問題で恐縮ですが、たとえば日本橋の三越の付近の業者の中で、ほとんど大半が男の散髪は二百円、ところが三越の筋向いの散髪屋では新規開業して百円である、こういう事例がありますが、各地で今後経済情勢の逼迫とともに、必ずそうした問題はたくさん出てくると思ひます。これに対して、自治的に業者が組合員にしたり指導しておりますけれども、もうおそろしく限界に達しているのではな

て、当局とされてはどういう指導方針で臨まれるか。いろいろな法律の手前もあるから、そのまま放任するのか、あるいは保健所等を介して、積極的にこれらのアンバランスを調整する御意思があるのかどうか伺いたい。

○楠本説明員 行政手段といたしましては、それぞれ規定されました基準あるいは取扱ひの原則がございますから、それらにかなつております以上は、料金等の問題に対しては、行政措置としてはあまり触れたくないと考えております。しかしながら、その結果正しい当然行すべき事項を行いますれば、やはりやがては適正なる料金が生まれてくるものと考えております。しかしながら、一方指導といたしましては、これは適正な料金——ある程度の幅を持ちました適正なる料金というものを考えまして、できるだけその線に

よつて指導をいたしたい、かように考えております。

○野澤委員 そうしますと、適正な指導監督をして適法な措置を講じ、しかもまた料金等についての干渉は直接はできない、間接的にそうした指導監督もされるという御意思と了承して差しつかえないですか。

ついでに、今度の法案を見ますと、従来十五日前に届け出る届出制というものを、検査制度に切りかえたというところであります。法文の建前から見ると、りっぱな法律であり、また必ず厳格に実施されるような感じがいたします。本を貫く考え方に、たゞこの立法措置の根本があるのではないかと、多少の足りない点があるのではないかと、どうか委員の方でも質問されておりますが、この切々たる願ひに對し

て、当局とされてはどういう指導方針で臨まれるか。いろいろな法律の手前もあるから、そのまま放任するのか、あるいは保健所等を介して、積極的にこれらのアンバランスを調整する御意思があるのかどうか伺いたい。

○楠本説明員 行政手段といたしましては、それぞれ規定されました基準あるいは取扱ひの原則がございますから、それらにかなつております以上は、料金等の問題に対しては、行政措置としてはあまり触れたくないと考えております。しかしながら、その結果正しい当然行すべき事項を行いますれば、やはりやがては適正なる料金が生まれてくるものと考えております。しかしながら、一方指導といたしましては、これは適正な料金——ある程度の幅を持ちました適正なる料金というものを考えまして、できるだけその線に

よつて指導をいたしたい、かように考えております。

○野澤委員 そうしますと、適正な指導監督をして適法な措置を講じ、しかもまた料金等についての干渉は直接はできない、間接的にそうした指導監督もされるという御意思と了承して差しつかえないですか。

許なり國家免許なりを与えられた免許者の直接の開業の場合と、第三者がこの資格者を雇用に用いて開業する場合と、開業の限度というものはおのずと厳格な区分がなければならぬ。これはひとり理容、美容の問題だけではない、全般に通ずる問題だと思ふのであります。長年の学校生活を

を受けて、その資格を取った者が、直接自己の資金で開業する場合と、人に雇われて開業する場合との開設の要領並びに認可の点というものは、同じ届出制で開設されているが、これはむしろ第三者が開業する場合には、免許制度に改めるのが至当ではないか。そうした公けの免許に伴う開業に對しては、おのずと區別すべきじゃないか。

こうした考え方を、便宜的に床屋だから、あるいはパーマネントだからというところで、政府の方ではそれを同律に考えたのか。あるいははそうした基本的な考えはあつたけれども、現在の戦後における民主的な立法措置としては、なるべく区分はしたくないけれども、行政上取締り上今後厳格な区分を不文律のうち蓄えて、あるいはまた指導監督していく、従つて不当行為をした場合には、嚴重にこれを罰するのだ、こういうお考えのもとにやられたのか。

万一そういう考えで、便宜主義におやりになるとすれば、罰則がきつめて輕過ぎるのじゃないか、こういう感じがいたします。この辺の考え方を、率直にお述べ願ひたい。

○楠本説明員 御指摘のように、資格者が開業をいたします場合と、無資格者が第三者として開業いたします場合とは、当然差等を設けていいものと

考えておきます。ただこれを制度の上ではっきり許可制度、あるいは届出というふうに分けておきますことは、これはただいまのお言葉もありましたように、全体の考えからしては、多少の無理がいくのじやなかるうか、かように考えます。従って、実際問題として、その内容に相当な区別をつけて実施をいたしたいと考えております。そういたしますれば、体系はくささず、しかも実質的には同様な効果がるので、さような差等を考えている次第でございます。

○野澤委員 この省令の内容等において、これを答弁として、実にあまいな御答弁だと思ふ。そこで具体的に、たとえばどういふ差をつけるのか。これは私は、なぜそういうことを申し上げるかというと、統制経済中にも、戦時中にも、御承知の通り日本の各種の営業の中で、やみ行為のなかつたのは散髪屋だけです。散髪屋だけは安売りとやみで高く取ることのできない商売なんです。このまま放任しておきますと、実際に取捨のつかない、組合の分裂等も起ると思ふ。そこで、そういう差等をつけるという意味は、具体的に言うかどうか、業者の業態というものを、ほんとうに育成するということから、的確な御回答を願います。

○楠本説明員 省令の段階におきまして、第三者の場合、特にそれが第三国人であるというような場合には、居留証明書を添付せしめる、あるいは第三者の場合には管理者の姓名、資格等を明記せしめる、あるいは従業員数を明記せしめる、さらには他にどういふ営業をしていくか、たとえば他に同じような美容美容の店舗を構えているかというふうな点をも届け出させまして、これによって行政上差等運営の万全をはかりたい、かように考えている次第でございます。

記せしめる、さらには他にどういふ営業をしていくか、たとえば他に同じような美容美容の店舗を構えているかというふうな点をも届け出させまして、これによって行政上差等運営の万全をはかりたい、かように考えている次第でございます。

○野澤委員 大体の政府の意向はわかりましたから、その程度でけっこうであります。ただやみ行為のない理髪業の業態を、単に法律が出た、省令が出されたからというて、しゃくし定木の監督指導だけでは困るわけです。同時に、業者がどんどんふえてきますし、距離の問題もあり、地域の問題も当然生まれてくると思ひます。そうした面について、少くとも他の業種と違うという面から、環境衛生あるいは保健衛生の面から、積極的に業者が国民に奉仕するという体制に万全の策を講じて、あなたか希望して一御指導をお願いしたい。かく希望いたしましたので、私の質疑を終わります。

○中村委員長 福田昌子君。
○福田(昌)委員 簡単にお尋ねいたしたいのでございますが、この美容師法の改正案は、美容師の方々の意見をどれだけ尊重されて、意向をどれだけくんでお作りになったのでありますか、その点をまず何っておきたい。

○楠本説明員 かねて理容師会並びに美容師会の意見も十分参考いたしました。して立案をいたしました。しかしながら、特に美容師会等におきましては、いろいろまともな意見もあつたか、伺っておりますので、私どもにおいて最も妥当と思われる点を採用いたしました次第でございます。

○福田(昌)委員 美容師の団体には、

非常にたくさんさんの団体があるように聞き及んでおりますが、こういうそれぞれのグループの人たちの意見を一応尊重なさつてお聞きの上に、この改正案をお作りになったのでありますか。

○楠本説明員 御指摘の通りでございます。○福田(昌)委員 教育制度に関することですが、インターン制度が、この美容師の教科課程につけられておるのでございますが、このインターン制度につきましても、ことに美容の教科課程におきましては、実地の修練というものが、学理の修練と同じように大へん重要な問題となつておるので、そういう教科課程になつておるのでございませう。それにもかかわらず、特にまたインターン制度、実地修練の制度を一年もつける、こういうような教育制度というものは、美容業界それ自体も、非常に反対をいたしておりまして、インターン制度の廃止を願つておるのであります。このインターン制度の廃止を今回お考えにならないで、やはりインターン制度を存続しておられるということは、私どもも思ひました。時宜に適切な措置とは思ひたいのであります。このインターン制度に對します御見解を、厚生大臣から承りたいと思ひます。

○楠本説明員 インターン制度の根本問題につきましては、あるいは私から御答弁申し上げるのもどうかと思ひますが、少くとも理容、美容につきましては、従来多年徒弟制度というふうな考え方で進んでおります。しかしながら、これらも、日本の現状として直ちに全部を切り捨てることもできません。かたがた理想から申しますれば、教育

の課程においてすべてを完了するといふことが理想ではありましようが、現実的な問題としては、いまだインターン制度を設けておくことは、徒弟制度の関連等を考慮いたしますれば、妥当な措置ではなかるうか、かように考えます。

○川崎國務大臣 たいまインターン問題につきましては御質問でございますが、むしろ理容師美容師法の根本の趣旨と、それからこれに伴いまする業界あるいはその他の関係のことは、私から御説明申し上げた方がよろうと思ひます。

この件につきましては、昨年来、東京都内あるいは大阪等の重要な都会におきまして、業界の系列を乱すような非常な低い賃金で、美容の設備もなま営業をいたした、そのために非常に業界で問題になったことがあるのであります。業界におきましては、今回提案を見ましたものよりもさらに嚴重なる規定を置いてくれ、あるいはさようなものをなるべく禁止してもらふような意味での各種の要望があつたのであります。これは、諸般の事情から各政党の政調会あるいは政府におきまして十分勘案をいたしました結果、最も妥当なる線は、今回提案をいたしたもので一応十分であらうということ提議をいたしましたのであります。これにつきましても、各政党の政調会の御意見なども、かなり盛り込まれておると思ひますので、この点は十分御信頼を願つておきたいと思ふのであります。もとより一部業界と申しますか、美容師だけのサークルにおきましては、さらに理容師美容師法というものを

を分けてくれということにつきましては、相当の運動が今日あります。これは今後におけるところの問題といたしまして、一応この線をもって今日はお出しをしたいと思います。この点もまた御了解を願ひたいと思ひます。これは環境衛生部長の御説明に落ちておつたと思ひますので、あらためてつけ加えておきます。

インターン問題につきましては、たいま環境衛生部長が答弁をいたした通りでございます。

○福田(昌)委員 今日インターン制度がとられておるのは、たとえば医師とか歯科医師、それからこの理容師というふうなことになると思ひます。医師、歯科医師にインターン制度が作られたのは、これはまた別の理由から作られておるわけでございます。美容師の場合の教科課程におけるインターン制度というものは、これは先ほど楠本部長のおっしゃつたように、従来の徒弟制度に対する緩和策として考えられておつたのでございませう。こういうふうな意味合いから作られたインターン制度であれば、時代も進んで参りましたし、美容師の教育の内容も、また身分の保障の点におきましても、ずっと地位が高まつて参つておるわけでございますから、こういうふうな徒弟制度の一つの逃げ道として、緩和策として作られたようなインターン制度というものは、私は当然今日において廃止してしまふべきだと考へるのでございます。従ひまして、この点につきましても再度の御配慮を願ひたいと思ひます。

次にお伺ひいたしますが、たいま

厚生大臣の御答弁によりますと、理髪師と美容師を分けてくれという陳情もたびたび来ておるが、これは今後の問題であるというお話でございまして、今後の問題であるとして、どういふ点を考えておられるのか、そしていかに処置なさろうとおられるのか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○楠本説明員 きわめて技術的な内容にもなりますので、私から御答弁を申し上げます。

現段階におきましては、理容、美容も、実際にこれを法文の上に書いてみますれば、大体同じ形態になつて参ります。従つて現段階におきましては、分けるところが、理容、美容は、おのずから目的も違います。特に美容におきましては、今後全身美容その他いろいろな技術的なごまかい問題が出て進んで参ると思ひます。さういふ時代になりますれば、当然理容とはおおよそ大きな差がついて参りますので、そこまで発達いたしましたら当然分けるべきもの、かように考えておるのであります。

○福田(昌)委員 理髪と美容の範囲というものが、文章に書けば、さらにまた現実の問題として考えてみれば、大体同じような範囲に入るから、ただいまのところ一本にしてあるけれども、将来これが進んで、美容というものがさらに全身美容の範囲に入つてくれれば、当然法律は分けるべきである、こゝういふ見解に伺つたのでございまして、さうです。

○楠本説明員 さうです。

ば、私は部長の現実に対する認識がすでに間違つておると思つてあります。美容の今日の研究というものは、すでに全身美容の範囲まで進みつつあるといふことがいえるのでございまして、私も全くしろうとでありまして、床屋さんが始終いろいろな形で勉強——講習会を開いて勉強しておられるといふことは、あまり聞かないのですが、美容師の団体は、相当高い講習料を払われまして、内容はどうか知りませんが、ともかく研究会なるものを再々持つておられるといふことは言へると思つてあります。そして、その美容師の方々の研究の内容におきましても、たとえば大学の皮膚科の教授を招いて皮膚の衛生についての勉強をしておるとか、あるいはまた整形美容の立場からの研究を、進んで医学的なもので学び取るうとしておるとか、あるいはまた八頭身は無理でありまして、いろいろな形でスタイルの問題を研究しておるとか、いろいろなこと、美容師の一つの研究課題になつていふのが現実の状態でございます。こゝういふような姿を考へてみますと、現在はずでに先ほど申し上げましたように、全身美容の段階に入つておるといふことが言えるのでございまして、さういふ段階の現実を考へますれば、当然これは理髪と美容というものを分けるのが、私は妥当だと考へられるのでございまして、さういふ意味合いにおきまして、今後の措置に対する御見解を伺いたいと思ひます。

○川崎國務大臣 これは福田委員から非常に専門的なお話がありまして、私もただだんそういふことに進んでいくのがやはり国の方向であると思つておられます。しかしながら、社会党の議員の方からさういふ御質問が出るということは——私の考え方といたしては、今日の状態としては、日本の国民が一般に美容を目的としたものを自分の生活の体内において作り得る段階にいたしておられるのではないかと、さういふことを考へられるのであります。これはわれわれもつとつと社会保障などを徹底いたしまして生活水準が上つてきますれば、自然さういふ法律もでき得ると思つてあります。もとより、近ごろはファッション・モデルとかいろいろなものが出て参りまして、社会の職業におきまして、相当な変化があるのでありますから、美容を目的とするものは、将来一つの体系として成立するもの、将来一つの体系として成立するもの、これはやはり社会の環境が變つてくることを待つて提案をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○福田(昌)委員 ただいまの厚生大臣の御見解には、私はいささか申し上げたいことが、異議があるのでございまして、さういふことで時間を取りますことを非常に残念に思ひますから、一応またの機会に譲らせていただきまして、ここで重ねてお尋ね申し上げます。先ほど楠本部長の御答弁によりまして、床屋さんの低料金における業界の乱れに対する一つの行政的な措置といたしまして、適正料金というものを考へて、その基準によつて行政的に考へていきたいさういふお話がございました。私も、この業者の中で、いたずらに低料金によりまして業界を乱すといふことは、それ自体はな

はだ好ましい行為とは考へませんし、さういふ業者が全体の中にならぬことを願ひますが、その問題はさておきまして、適正料金なるものを厚生省がおきめになるというお話でありまして、適正料金は、さういふものを基準にして考へておられるか、この点を伺ひます。

○楠本説明員 私が御答へを申し上げます。これは、ある程度の幅を持たせてその範囲内において料金をきめて、これを申上げたわけでございます。それから幾らと幾らの範囲かという点につきましては、地方の実情等も相当な差がありますので、今後これらを十分研究いたしまして、その幅を勘案いたしたい、かように考へておる次第でございます。

○福田(昌)委員 この適正料金には、ある程度幅を持たせて、その幅は今後御研究になるということでございます。御研究には、具体的な例をお伺いすることはなほ適當でないかと思ひますが、たとえば、先ほどの野澤委員のお話にもありますが、散髪して二百円といふところ、あるいはまた地方によりまして七十円か八十円のところもありまして、さういふことに対しては、厚生当局としてはそれをすべて幅の中にお入れになりまして、それを黙認なさるのでございませうか。

○楠本説明員 適正料金の幅を設けるということは、現状は不合理であるから設ける、かような意味でお答へをしたわけでございます。従つて、もつと合理的な幅を設ける、こゝういふ意味の一つ御了解を願ひたいと思ひます。

○福田(昌)委員 私よくわからないのでございまして。現実が不適當であるから、もつと適當なる範囲に幅を設けるというところが、よくわからないのでございまして、たとえばさういふことでは、二百円という御指摘もございましたが、これはまだ安い方で、まだ高いものもあるように聞いております。従つて、現在かような自由競争のもとに行われておる料金は、高い安いは別として、必ずしも適正な範囲でない、こゝういふように私も一応考へておりました。従つて私もさういふことは、これは慎重に研究しなければなりません、たとえばさういふ一定の範囲を設けて、これでもつてできるだけ業界を指導をしていく、こゝういふことを申し上げておるわけでございます。

○福田(昌)委員 高い安いでなくて、適正でないといふその御見解が、わかれないのであります。さういふことは、高い安いは問題でなく、適正でないといふ問題でなく、しかし適正でないといふその御意見を、もつと具体的に御説明していただきたいと思います。

○楠本説明員 と申しますのは、これは安いかどうかというわけでございますが、その反面、規定されました衛生上の措置が徹底を欠く場合には、これは安いか自慢にならぬわけでございます。さういふ意味で、さういふ措置を厳守しつつ、しかも地方の実情によつてどの程度の料金がおおむね妥當であるかといふことは、これはおわかりいただけること、かように考へておるわけでございます。

○福田(昌)委員 たいまの御説明は、厚生省で定められた衛生的な問題を大体加味しておいて、技術的にも適当な技術のもとにされるものであるならば、安いに越したことはないから、その範囲で適当な料金をきめていきなさい、そういう御意見でございますね、それからさらに追加いたしますれば、その上にさらにいろいろのサービスを付加することによって、場合によっては料金がそれ以上になっても、それはまたそれとして適正として認めよう、こういう御意見だったと想像できるのですが、そういういたしますと、厚生省として、衛生的な仕事をいたしましたし、しかも技術においても、まあそれほど技術の低下をほからぬという範囲内においての適正料金というものは、たとえば散髪においてはどれくらいの御見当でございますか。美容においては、たとえばパーマを基準にいたしまして、たとえどれくらいを御見当にいたしておられるのでございましょうか。これはあなたの方でおきめになるというお話をさせていただきます。大体の目安をお持ちだと思っております。何十何銭というふうなお話はけっこうでございますが、どれくらいかという目安を御説明いただきたいと思っております。

○楠本説明員 今ここで幾らが妥当であるかということをおし上げるのには、まだ研究が十分いたしておりませんが、私が申し上げたい点は、これを一律にきめることは、当然不可能である。といって、何でもどんな高くてもよいのだというところは言えないのではないかと、これを申し上げておるわけでございます。至急この資料等に

つきまわしてよく研究をいたしまして、その幅の範囲内において、できるだけ業界を指導したい、こういうことでございます。

○福田(昌)委員 大へん御慎重な御答弁でございます。責任のあるお立場として、さような御答弁がなかなか賢明な御答弁かと思っておりますが、私どももいたしましては、非常に残念な御答弁であります。

そこで、それでは重ねて伺います。先ほどの例では、二百円以上の散髪料のところもあるというお話でしたが、二百円以上の散髪屋さんもあれば、七、八十円の散髪屋さんもあれば、それはそれなりとして、高い安いじゃなくて適正にきめるのだという幅でございます。現行の料金の上からすれば、相当ひどい高低の差がございまして、これはそれなりにして、料金の上において特別に高いとか安過ぎるとかいうお考えは、今のところはないわけですね。ごくばく然とお考えいたしたい場合、散髪の料金が最低は七、八十円、最高が三百円でも、現行としておいて、その技術によって差がつけられておいて、厚生省としては、まあある程度やむを得ぬだろうというふうな黙認されておるわけですね。この点いかがですか。

○楠本説明員 従来は料金競争、それを基礎とした業界の混乱というふうなものは、あまり見受けませんでした。私どもは、これは何ら指導を加えてございませぬ。しかし、今後はさようなこともあろうであろうことをおし上げておるわけでありまして、業界に料金競争が起つて参りまして、

業界が混乱するということは、ある程度厚生省の監督が足りなかつたという点がいえると思うのであります。従いまして、今後こういう混乱が起らないように御措置をいただきたいと思っております。

そこで、これは少し飛び火をいたしました。その適正料金なるものをこれから御研究だそうですが、衛生的な施設とか、技術というものをしんしゃくしての料金ということになります。その技術の評価というものは相当なされておると思うのでありますが、その技術の評価は、やはり仕事に対する難易、むずかしいとかやさしいという程度、それと教育課程が、相当年限も長いというようなこともしんしゃくされるわけでございますか。

○楠本説明員 理由は、もちろんこれは技術が提供されるわけでございます。技術が提供されるわけでございますから、ただいまお申し上げておりますように、ある程度の幅が必要だ、こういうわけでございます。

○福田(昌)委員 大へんこだわってしつこく言ひまして、時間を取つて恐縮でございます。一点だけ申し上げます。今、技術をしんしゃくして床屋さんは三百円から七、八十円というお話でありまして、同じような適正料金という幅で考えられております。医療というものを中心にして考えますと、医者の総合技術である初診料というものは、今日四十六円でございます。こういうことは、あなたの所管とは少し別かと思ひますが、こういう技術の評価というものは適当とお考えになりますか。どうか、この点、あなたの御意見として伺わさせていただきますと思ひます。

○楠本説明員 私はまだかような仕事を担当いたしましたことは毛頭ないのでございまして、今まで別に研究したこともございませぬし、今かような席上で何も批判のできるようなものがございませぬので、御了承願ひたいと思ひます。

○福田(昌)委員 だんだん飛び火をして横道に入りますから、もうやめますが、これはぜひ厚生大臣によくお聞き取りをお願いいたします。楠本部長から御答弁がありましたように、技術の評価ということになりますと、その技術の難易、またその教育課程というものを、非常に重点的にお考え願ひなればならないのでありますが、こういう点をお考えいただきました場合、四年間も学校教育を受けて、一年のインターンを受けて、その後国家試験を受けて、その医者の総合技術である初診料は四十六円であるというようなことは、これはどう考えてもあまり妥当な適正料金ではないと思ひます。飛び火いたしました。今後は医療の面における料金についても、一応厚生大臣のお考え直ししし御反省をいただきたいと思ひます。

また理容師、美容師法に戻りましてお尋ねさせていただきますのであります。各地で美容師の方々は、非常に高い講習料を払つて講習会を盛んに持つておられます。一週間、三日間の講習料が一万円であるというふうなことを聞くのであります。そんな高い講習料は、ほかの業態ではあまりないのであります。こういうことに対して、厚生省は全く野放しの状態にあると思ひます。

○楠本説明員 内容は優秀であれば、講習料金も高いのでございませぬ。講習料と内容とが一致しておるかどうかが、重要なことでは、まだ非常に検討を要する問題だと思ひますが、こういうふうな状態をこのまま放置することは、私はまた混乱を来たす原因になつておると思ひます。従いまして、これに対処する対策が一点、もう一つは、この講習会に使用します教科書とか、あるいは同じような教科書においても、学校で使われている教科書もありませんが、この教科書の価格も非常にまちまちであるし、こういう教育課程、講習課程における費用とか講習料に対する何らかの監督がなされていらないと思ひます。すが、こういう面に対する厚生当局の御見解を承わりたいと思ひます。

○楠本説明員 たいまのお話のございましたように、かなり高価な講習会というふうなものも実施されておることには、事実のように存じております。従いまして、私どももいたしましては、今後これらの趨勢がどう変わっていくかをよく見きわめまして、その結果適当な措置を研究したいと存じております。何分にも、これは高くても行く者があれば仕方がないという原則もありませんので、従つて、この点は今後の推移をよく見まして、適当なる措置を講じたい、かように考えております。

○山下(春)委員 私ほたいま福田委員の御質問を聞いておりました。はなはだ奇異の感を抱いたのであります。そもそもこの美容師理容師の法律を作りましたときの委員が、この中にも何人かおられると思ひますが、インターン制の廃止という御議論が出たので、

○中村委員長 山下春江君。

私非常に奇異な感を持って聞いたのであります。当時こういうことは今後起ってくるいろいろな情勢から、農村のごく貧農の娘でもなんでも、この制度によって試験が受けられるような方法にしなければいけないということ、私はインターンが長過ぎるし、これはむしろ技術が主たる生命であるから、する必要がないのではないかと、うことで、非常に委員会で議論をいたしました。が、社会党の方々の、徒弟制度の復活なんてけしからぬということ、大へんなおしかりを受けまして、遂に少数意見として私は引っ込んだのであります。が、ただいま福田委員から徒弟制度の廃止という御議論が、非常に奇異の感を持って伺って、おつたのであります。それは別といたしまして、社会党の皆様が非常にこの現実を目ざめておいでになったことであらう、従いまして、これは聞き流すといいたします。

私はインターン制につきまして、厚生当局に四点ほど伺いたしたのであります。まず理容師美容師の養成の通信教育の簡素化について伺いたしたのであります。個条書きに簡単に伺います。

第一の問題は、今日とり行われております面接授業の時間数であります。これが長過ぎるために、非常な不便を感じておりますが、この点は今後どういうふうになさるうとございますか。

○楠本説明員 現在通信教育を受けております対象を調べてみますと、大部分が見習い等に從事しておる者でございます。従いまして、面接授業というようなもの、御指摘のように、できるだけ短縮することが実情に適するものと考えております。従いまして、さ

ような場合には、私どもは現在の四百二十時間を半教以下、百六十時間程度にこれを定めたい、かように考えております。

○山下(春)委員 百六十時間に定めたいということは、多分政令の改正等で定められるであらう、こう了承してよろしゅうございますか。

○楠本説明員 御説の通りであります。○山下(春)委員 次にお尋ねいたしますのは、面接授業の場所でございます。これが一定の場所を指定いたしました。その授業を受けに行きます。す。その授業を受けるには、その他の問題で非常が、経費あるいはその他の問題で非常に困却しておりますが、この問題については、今後はどうなさるうとございますか。

○楠本説明員 現在は、所属の学校まで行って、面接教育を受けなければならぬことになっております。従って、ただいま御指摘のように、実際問題としては、距離の関係等で、きわめて不便な場合がございまして、今後は、学校に限らず、適当な施設があれば、たとえ病院であるとか、研究機関であるとか、さような適当な場所があれば、そこにおいて面接授業を受けられるようにいたす所存でございます。

○山下(春)委員 次の問題であります。通信課程の定員の問題であります。これは経営者の側といたしましては、授業料その他の問題で、定員をあまり厳重にされずと引き合われないために、非常に困難でございますが、これらにつきましては、定員を越えても、場合によってはやむを得ないといふふうにお考えかどうか、その点を伺いたいと思っております。

○楠本説明員 通信教育の場合には、現在は一応の定員を設けてございまして、しかしこれは面接授業の関係等から、むしろ場合によってはこの制限を緩和いたしまして、楽に面接授業の他が受けられ、しかもりっぱな通信教育が受けられるような施設には、定員にかかわらず、できるだけ多数の人間を収容して便宜をはかることがよろう、かように考えておる次第であります。

○山下(春)委員 その点はわかりました。次の問題であります。施行規則に入学金それから授業料の問題がございまして、これも前から申しますように、農村の相当貧乏な農家の娘さんたちなども、ぜひこの授業に入りたいというのだが、授業料が高過ぎる、入学金が高過ぎるということ、非常に困却をいたしておりますが、政府はこの問題についてはどのような御措置を今後おとりにならうとするのでありますか。

○楠本説明員 この点も全く御指摘の通り、由來通信教育は、家庭の事情等で学校に通えない者に設けられた制度であります。それにもかかわらず、授業料が高いために十分便宜を与えることができないとすれば、これは本来の趣旨を転倒したものでありますので、今後はできるだけ通信教育に関する限り授業料を安くしていきたいと存じております。今いろいろ原価計算等をいたしておりますが、二百五十円以内でこれを実施したい、こう考えております。

○山下(春)委員 私どもも、そのくらいにしたいだければ、授業を受けます人たちが非常に助かると思っております。

○山下(春)委員 以上厚生当局との質疑応答によりまして、私どもがかく修正をしてもらいたいと思いたしました。政令の改正によりまして、私ども希望点が満たされるわけでありまして、そこで、そういう点についてこの政令の改正を直ちに御実行になる御意思がございまいしょうかどうか。

○楠本説明員 法律の改正が幸いに成り立ちますれば、直ちに所要の手續を進めて改正をいたします。

○山下(春)委員 その厚生当局の言明を信じまして、私の質問はこれで終了します。

○中村委員長 滝井義高君。

○滝井委員 三、四点あるのですが、

時間の関係で、一つだけお尋ねしたいのです。

先般、実は私不勉強のために、理容師美容師の団体というものが、法律で組織することができるようになっておることを知らなかつたのであります。そのために、少し質問の的がはずれておつたのですが、前の委員会では、環境衛生部長の御答弁では、業者団体の強化策として、事前に理容師、美容師の営業所というか仕事を営む場所ですね、そういうものの検査をその団体に下見をやらせる、こういうことも強化策の一つになるのだという御答弁があつたのです。私は、料金の問題、あるいは営業所外の営業の問題、それから免許の問題、無免許であるというふうな取締りの問題、こういうものが、現在の保健所の人員、機構だけでは、なかなかやれない、そういうことになれば、当然業者の団体を強化して、そうして料金やそういう一般的な衛生上の問題等の自主的な取締り事項、自浄作用をやらせるべきだ、こういう主張をこの前からしておつたのですが、そういう点で、環境衛生部長もそういう方向に持っていきたいということ、ございました。

そこで私は、やはりこういう法律で、理容師、美容師が理容師会あるいは美容師会を組織して、技術の向上なり施設の改善なり、会員の指導及び連絡に資することができるということを規定しておるとすれば、これは医師会等の団体のように、当然法人格を認めるような、たとえば社団法人というふうなもの、たまたま社団法人というふうなものを組織させて、そういう厚生省が事務的にそういうものと連絡をとれば、その団体の料金あるいはいろいろの問題を一括して握り得るといふ体制

を作る方が、今後環境衛生の向上の面から非常にいいのではないか、もちろんその団体がボスの者によって指導されるということは、敵に懐きまなければならぬ。しかし、そのボス化するということの防止は、その会員の資質が向上すれば、おのずから会員自体の中から出てくると思うのです。そういう点で、今過渡期の段階にある理容師あるいは美容師の団体を強化する意味においても、法律にわざわざ規定されておるのだから、そういう方向に、厚生省はある程度内面的な指導といえますか、そういう点で助力すべき段階に来ておると私思いますが、こういう点どうお考えになるか。これを明確に御答弁願えれば、私はこれで質問を打ち切りたいと思います。

○楠本説明員 御指摘の点は、なるほど一応はごもっともでございますが、ただ公益法人、社団法人等となりますと、これはつまり利益をもつばら対象としない一つの公法人になります。ところが業者団体というのは、何といたしまして、その性質上さような公益法人の性格は持てないのではなからうか、かように考えます。少くとも公益法人の性格は持てないのではなからうか、さように考えております。しかしながら、御指摘のように、今後自主的にこの業者組合を強化し、結束を固めまして、それを通じていろいろ環境衛生上その他の問題を解決していくことにつきましては、私もできれば賛成でございます。

○滝井委員 せひそうしてもらうことを希望して、終わります。

○中村委員長 ほかに御質問ございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 なければ、本案についての質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、本案についての質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。本案につきましては、別に討論の通告もありませんので、これを省略し、ただちに採決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○中村委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決せられました。

なお、本案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中村委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○中村委員長 この際厚生大臣より、駐留軍労働者の健康保険に関する問題について発言を求められておりますので、これを許します。川崎国務大臣。

○川崎国務大臣 お疲れでございますので、簡単に報告いたします。

駐留軍の健康保険の問題につきましては、新聞紙上御承知の通りでありまして、閣議において、千分の五十の保険料率を千分の五十八に引き上げることにつきまして、大体各大臣の了承を得たわけでありまして、駐留軍に対しま

して強硬な申し入れをいたしました。先般米駐留軍としても非常に考えてくれまして、ゲーノー少将並びに司令官より、緊急に結論を出す、十四日までに出すということで、明日のジョイント・コミッティまでに向う側の回答があることを期待しておるのであります。が、作業が相当に厩大になります関係上、明日はあるいは結論が出ないのではないかと、昨日受けましたので、私は、それは困る、この問題については二年間研究をしてきたのであつて、そのような態度は、アメリカ側として従来いろいろな日本との交渉があるけれども、最も不徳義な点ではないかということまで指摘をいたしておるような状態でありまして、しかし、最終的にどのようなことになりましても、厚生大臣の権限として引き上げられるということは、アメリカ側も確認しつつあるような状態でありまして、あるいは近々のうちに、厚生大臣の権限をもつて千分の五十を五十八に引き上げることに相なると思いますが、それらの点をもあわせて御報告を申し上げておきます。

○中村委員長 次会は明十四日、十時理事会、十時半より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三分散会

〔参照〕
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
理容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十九日印刷

昭和三十年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局